

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点 再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局	
I	消費生活の安全・安心の確保	1	商品・サービスの安全の確保	(1)	食品の安全性の確保	①	市内の食品等事業者へのHACCP導入支援及び衛生管理状況の確認を行います。		監視件数			30,000件	34,247件	・食品衛生法等に基づき適切な指導を行った。	・食品衛生法等に基づき適切な指導を行い、食品関係施設等の衛生管理の向上に寄与した。	・効果的な監視を行うことで、食品関係事業者へのより一層の指導を徹底していく。	健康福祉局
						②	食品の生産・製造・流通等の状況、食品関係施設の実態、食中毒等の危害発生状況等を考慮し、効果的な監視指導及び食品検査を実施します。		食品等(食品・ふきとり)の衛生検査数		2,700件	3,413件	・食品検査の結果、食品衛生法に違反する検体については、生産者等を所管する自治体に改善措置を依頼した。自治体への依頼件数7件に寄与した。	・食品検査の結果、食品衛生法に違反する検体については、生産者等を所管する自治体に改善措置を依頼する等し、違反食品の流通防止に寄与した。	・効果的かつ効果的な食品検査により、不良・違反食品の市場からの速やかな排除に努めていく。	健康福祉局	
						③	食品の安全性について、消費者、事業者及び行政の三者のリスクコミュニケーションの推進を図り、その意見を施策に反映させるなど、消費者、事業者及び行政の相互理解を深め、協力して、安全性の確保を推進します。		食品の安全性確保に関する各種会議等の実施回数	2回/年	13回	・第41回、第42回仙台市食品安全対策協議会の開催 ・「せんだい食の安全サポーター会議開催」2回 ・食の安全情報アドバイザー研修開催 3回 ・食の安全コミュニケーション活動開催 4回 ・食品の信頼性確保トップセミナー(WEB)開催 ・食品の安全性に関する講演会(ハイブリッド)開催	・協議会、サポーター会議において、次年度の食品監視指導計画等の施策について意見交換を行い、意見を施策に反映させた。 ・トップセミナーや市民向け講演会を通じて食品の安全性についての知識を共有するとともに、参加者との意見交換により消費者、事業者及び行政の相互理解を深めることができた。	・今後も、より効果的な意見交換の方法を検討しながらリスクコミュニケーションを推進し、収集した市民の意見を食品衛生の施策に反映させるよう努めていく。	健康福祉局		
						④	食品の安全性に関する情報収集及び調査研究を行うとともに、食品に起因する危害発生時には、関係機関・団体等と連携し、原因究明及び拡大防止措置を行います。		食品表示法に基づく不適正調査件数	-	-	・国及び関係機関のメール配信情報など、最新の情報収集に努めた。なお、仙台市域の食品事業者による食品の品質事項に関する危害が実際に発生した事案はなかった。	・食品の品質事項に関する安全性の情報や関係機関から随時、収集することにより、関係機関と連携して迅速に原因究明や危害拡大防止対策を行うことが可能となり、消費者の安心の確保に寄与することができた。	・今後も食品の安全性に関する迅速な情報収集を行うとともに、危害発生時には、関係機関と連携して原因究明及び拡大防止対応に努める。	市民局		
					食品の安全性に関する情報収集及び調査研究を行うとともに、食品に起因する危害発生時には、関係機関・団体等と連携し、原因究明及び拡大防止措置を行います。		-	-	-	-	・国、他の自治体との連携、研修会、学会への参加及びインターネットなどの利用により、食品の安全性に関する最新の情報収集に努めた。 ・食中毒発生時には、関係機関や他自治体と連携し、調査等を実施した(食中毒発生件数8件)。	・最新の知識を習得する事により、職員の資質の向上を図るとともに、食品等事業者に情報提供等を行うことができた。 ・各関係機関との連携により、食中毒被害拡大防止のための措置及び再発防止のための原因究明を迅速に行うことができた。	・健康被害発生時における、拡大防止及び再発防止のため、各関係機関と連携し迅速な対応を図る。	健康福祉局			
			住まいの安全性の確保	(2)		①	地震災害対策の普及促進を図り、住宅の耐震化を支援します。	-	-	-	122件	・地域や学校等での防災講話、テレビやラジオ、新聞や情報誌等を通じ、住宅の耐震診断・耐震化、家具等の転倒・落下防止や安全な配置等について啓発を行った。	・防災講話の参加者や、各種メディアの視聴者や、住宅の耐震化や家具の転倒防止等の重要性や手段を知り、改めて対策を考える機会となった。	・引き続き地域や学校等での防災講話や、各種メディア等を通じて啓発する。	危機管理局		
					地震災害対策の普及促進を図り、住宅の耐震化を支援します。		耐震診断件数 改修工事助成件数	-	-	-	耐震診断65件、 改修工事助成24件	・戸建木造住宅について、助成事業実施のほか、随時、啓発活動や相談を行い、地震災害対策の普及促進を図り、住宅の耐震化を支援した。	・地震災害対策の普及促進を図ったことにより、戸建木造住宅の耐震化率が向上した。	・今後も継続して実施していく。	都市整備局		
					地震災害対策の普及促進を図り、住宅の耐震化を支援します。		家具転倒防止器具取付世帯数	-	-	64世帯	・「災害弱者の安全対策等に関する実施要領」に基づき、ひとり暮らし高齢者等の災害弱者世帯のうち、希望する世帯に家具転倒防止器具を取付け、地震による家具の転倒事故を防止し、安全安心の確保を図った。 ・その他の取り組み事項として、同実施要領に基づき、ひとり暮らし高齢者等の災害弱者世帯のうち、希望する世帯に住宅用火災警報器の取付け・交換を行い、火災の早期発見を適切に講じることで、安全安心の確保を図った。令和5年度は30世帯の取付け・交換を実施した。	・地震による家具の転倒事故防止に寄与した。 ・住宅用火災警報器の設置率の向上及び適切な維持管理に寄与した。	・大規模地震の発生に備え、家具転倒防止器具取付け件数を増やしていく必要がある。 ・火災による被害を減らすため、住宅用火災警報器の取付け・交換件数を増やしていく必要がある。	消防局			
					ダニアレルギーやシックハウス症候群に関して、ホームページ、パンフレット等により情報提供を行います。			-	-	-	随時	・市政だより、ホームページで情報提供し、各区分衛生課にてパンフレットを配布した。	・ホームページへの掲載等により、市民から問い合わせがある等、市民に対し、効果的に情報提供を行うことができた。	・今後も継続して、住居衛生に関する取り組みの周知に努め、市民がより快適な住居環境を確保できるよう啓発を行っている。	健康福祉局		
					市民からの相談等に応じ、情報提供や、必要に応じてダニアレルゲン、室内化学物質の簡易測定を行い、住まいの衛生面からの安全性を確保します。		測定件数	-	-	-	ダニアレルゲン、室内空気環境に ダニアレルゲン測定1件、VOC(揮発性有機化合物)簡易測定2件。	・ダニアレルゲン関連の相談が2件、室内空気環境関連の相談が10件あった。 ・ダニアレルゲン測定1件、VOC(揮発性有機化合物)簡易測定2件。	・相談者に適切な助言、情報提供を行うことができた。	・今後も継続して、住居衛生に関する取り組みの周知に努め、市民がより快適な住居環境を確保できるよう啓発を行っている。	健康福祉局		
		(3)	生活用品の安全性の確保		身近な家庭用品の試買調査により、有害物質を含む家庭用品による健康被害の発生を未然に防止します。		試買検査件数		80件/年	82件	・試買検査を実施し、健康被害の防止に努めた。 試買件数82件、基準違反件数0件。	・市内の量販店等で試買検査を行い、基準違反品が流通していないことを確認できた。	・引き続き試買検査を行うとともに、ホームページを活用した広報に努める。	健康福祉局			
		(4)	生活衛生営業施設等の衛生確保		旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき監視指導等を行います。		監視件数		六法計 1,400件以上/年	1,532件	以下のとおり、監視指導を実施した。 (業種) (施設数) (監視件数) 旅館業 224 240 公衆浴場 103 139 興行場 47 44 理容所 816 310 美容所 2,001 768 クリーニング所 537 31	・法に基づき適切な指導を行うことで、生活衛生営業施設等の衛生管理の向上が図られた。	・生活衛生監視指導計画に基づき効果的かつ効果的な監視指導を実施する。また、衛生講習会の開催や営業者の自主衛生管理の推進を図る。	健康福祉局			

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局			
I	消費生活の安全・安心の確保	1	商品・サービスの安全の確保	(5)	消費者、マスメディア等に対する情報提供	①	商品・サービスの安全性について、さまざまな媒体により情報提供を行います。	-	-	-	-	-	随時	・ホームページに注意喚起情報を掲載したほか、リコール情報へのリンク等により情報提供を行った。 ・消費生活情報誌作成・配布 計36,000部 定期発行 4回/年	・ホームページや消費生活情報誌等により、定期的に必要の情報提供を行った。	・今後もさまざまな媒体を有効に活用して、情報提供を行っていく。	市民局			
						②	商品・サービスによる危害の防止のために、リコール情報等の提供を行います。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・消費生活センターの掲示板にリコール情報について掲示するほか、ホームページに消費者庁のリコール情報サイトへのリンク掲載、情報誌等により商品等についての注意喚起を行った。	・生命・身体に重大な危害を発生させる商品等の名称・提供事業者の名称等を公表することで消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。	・商品等の欠陥により消費者の生命・身体に重大な危害を発生させ、またはそのおそれがあるときは、直ちに商品等の名称・提供事業者の名称等を公表する。	市民局
						③	食品の安全性確保に関する情報を、さまざまな媒体により提供します。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	随時	・食品衛生情報誌「食の情報館」の作成 ・食中毒予防のパンフレット作成 ・ホームページの更新 ・FAXによる情報提供	・各種媒体で情報提供を行うことにより、食品関係事業者や消費者等に食品衛生に関する知識の普及と啓発を行うことができた。	・食品衛生に関する最新の情報を、食品関係事業者及び消費者に対して分かりやすく伝えるよう努めていく。
2	生活関連商品の安定供給及び適正な表示・計量の推進	2	生活関連商品の安定供給及び適正な表示・計量の推進	(1)	安定供給及び公正な価格形成の確保	①	中央卸売市場において、野菜、果物、水産物、食肉、花き等を適正な価格で安定的に市民に供給します。	-	-	-	-	-	随時	・適正な価格で安定的な供給ができるよう、公平公正な市場の運営に努めた。	・公平公正な市場運営が保たれた。	・今後も引き続き、公平公正な市場の運営に努める。	経済局			
						②	生活関連商品の情報の収集及び提供を定期的に行います。	HP更新回数	-	12回/年	12回	12回	・総務省統計局が実施している小売物価統計調査の結果を活用し、生活に密着した食料品・日用雑貨品等を選んで、その価格動向を仙台市ホームページ上で月1回情報提供した。	・生活に密着した食料品・日用雑貨品等に係る価格動向を確認することで、消費者のニーズに応じた情報提供を行った。	・今後も引き続き、生活に密着した商品を選んで、その価格動向を仙台市ホームページ上で情報提供する。	市民局				
						③	生活用品が不足するおそれがある等のときは、必要な情報を収集し、適時適切に情報提供を行います。	-	-	-	-	-	随時	・該当する案件はなかった。	・該当する案件はなかった。	・案件が発生する恐れがある場合には、ホームページをはじめとした多様な媒体を活用して、情報の収集及びその提供を行っていく。	市民局			
					適正な表示に関する事業者への調査・指導	(2)	①	不適正な食品表示等の発生防止のため、適時適切な調査・指導を行います。【重点】	●	食品表示法に基づく調査件数	◎	120件以上/年	130件	・食品表示調査件数 130件 (内訳) 啓発指導調査 126件 疑義案件調査 4件 指示・公表件数 0件	・小売店舗に対する啓発指導調査及び国や県等の関係機関との情報共有や連携に努めながら疑義案件に係る事業者への立入調査を行うことにより、不適正な食品表示等の指導を行い、消費者に対して食品に係る安全安心の提供に寄与した。	・引き続き、国や県等の関係機関との適時適切な情報共有や連携に努めながら、疑義案件に係る事業者への立入調査を行い、疑義がある場合は指導し、是正を図る。	市民局			
						②	生活用品の表示の立入調査及び適切な表示の指導を行います。【重点】	●	生活三法に基づく調査件数	●	三法計 20件/年	三法計 45件	・電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく調査を行った。	・店舗を巡回調査して、いわゆる生活三法で定める生活用品の安全表示が遵守されているか確認するとともに販売店に表示義務を周知することができた。	・店舗で取り扱う商品の多様化が急速に進んでいることから、従来の立入調査対象事業者リストにとどまるのではなく、新たな事業者リストを作成して当該事業者に対する立入調査を行い、適切な表示についての啓発指導を行う必要がある。	市民局				
							③	食品販売業者、広告事業者等に対し、栄養成分表示や、虚偽誇大広告等の禁止に関する適切な表示について、相談指導を行います。	●	相談・指導件数 延151件	-	-	-	・各区保健福祉センター家庭健康課、各支所保健福祉課にて、食品販売業者、広告事業者等に対し、食品表示法、健康増進法に基づく正しい表示方法について指導した。 ・食品の監視指導において病者用特別用途食品と間違えやすい商品名の食品の陳列方法などについても確認し、店舗へ適切な表示について周知した。	・食品表示法、健康増進法に基づく表示について周知できた。 また、各区分での指導事例等を担当者間で共有することで、新たな相談への対応に活用できている。	・引き続き販売形態の聞き取りや、商品の情報等をきちんと把握した上で、事業者への支援を行っていく。	健康福祉局			
							④	食品添加物、アレルギー、期限表示等の衛生事項に関する適切な食品表示について、監視指導を行います。	●	立入検査件数	-	3,000件	3,405件	・各区保健福祉センター衛生課及び食品監視センターにおいて、事業者に対し立入や食品の取去検査を行い、食品表示法で定められた食品表示基準に適合する食品であることの確認、指導を行った。 ・事業者からの表示に関する相談の受付、講習会における最新情報の提供を実施した。	・施設への立入や食品の取去検査を行うことで、適切な表示が行われていることを確認するとともに、表示が不適切な食品の流通を防ぐことができた。 ・事業者からの食品表示に関する個別相談や、業種別講習会等において最新情報を提供することにより、事業者の表示に関する知識が向上し、安全な食品の流通に寄与した。	・引き続き、効果的な監視指導を実施し、表示が適切な食品の流通のため事業者に働きかけていく。	健康福祉局			
					適正な表示に関する消費者への啓発	(3)	①	さまざまな媒体により、適正な表示に関する啓発や情報提供を行います。	-	消費生活情報誌「ゆたかな暮らし」を活用した啓発及び情報提供	-	1回/年	4回	・消費生活情報誌「ゆたかな暮らし」で、生鮮食品および加工食品の表示方法を紹介した。 ・ホームページで、食品表示法に基づく食品表示に関する制度を紹介した。	・消費者に対して食品表示に関する啓発や情報提供を行うことにより、理解を深めてもらうとともに、食品に係る安全安心の提供に寄与した。	・今後も引き続き、食品表示に関する制度や調査実施状況について情報提供を行っていく。	市民局			
							②	栄養成分表示等の食品表示の活用方法や広告表現等について、啓発や情報提供を行います。	-	啓発回数 対象人数	-	200回/年 2,000人/年	20回 802名	・各区保健福祉センターにおける、一般市民を対象とした出前講座等の場を活用し、栄養成分表示の活用について啓発した。妊婦指導等、若い世代への集団指導に費やす時間が短縮されていることで、具体的な内容までは啓発できていない。 ・健康増進普及月間等で配布するリーフレットや展示パネルに食塩摂取の課題と併せ、栄養成分表示活用の内容を盛り込み、啓発を行った。	・健康づくりの情報に併せ、栄養成分表示の活用についても伝えることで、食品表示について周知する機会とすることができた。	・食品表示を上手に使った食生活の改善等、具体的な活用について、さまざまな機会をとらえて発信し、食品表示を意識して食品を購入する市民を増やしていく。	健康福祉局			
							③	食品添加物、アレルギー、期限表示等の衛生事項に関する食品表示について、啓発や情報提供を行います。	-	-	-	-	-	・各区保健福祉センターにて、食品表示に関する情報を掲載した食品衛生情報誌「食の情報館」や、パンフレットを配布した。 ・市ホームページに食品表示制度に関する情報を掲載し、広く周知を図った。	・各種媒体で情報提供を行うことにより、広く消費者に食品表示に関する知識の普及と啓発を行うことができた。	・引き続き、食品表示制度に関する最新の情報を、消費者に対して分かりやすく伝えるよう努めていく。	健康福祉局			

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
I	消費生活の安全・安心の確保	2	生活関連商品の安定供給及び適正な表示・計量の推進	(4)	適正な計量に関する調査・指導・啓発	①	商店・事業所において取引等に使用する計量器(はかり)の定期検査、商品量目立入検査、特定計量器の立入検査を実施し、必要な指導・啓発を行います。【重点】	●		はかり検査戸数	◎	1,300件以上/年	1,434件	<ul style="list-style-type: none"> ・商店・事業所において取引等に使用するはかりの定期検査実績 検査戸数 1,434戸 検査器数 4,333個 ・商品量目立入検査(スーパー等) 検査戸数 62戸 検査器数 2,384個 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定計量器の有効期限切れ、不正確な計量器の使用に対して指導を行い、適正な計量の実施を確保した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者(ガソリンスタンド、ガス小売り業者、米穀店)の廃業により立入先が減少している。 ・SDG's意識の高まりから、量り売り業者が増加しており、新規開店などの情報収集が必要である。 	市民局
						②	さまざまな媒体により、適正な計量に関する啓発や情報提供を行います。	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対しては、計量記念日のイベントを開催するとともに、ホームページや情報誌「ゆたかなくらし」に計量に関する記事を掲載し、計量制度の啓発に努めた。 ・市部局に対しては、市施設に設置するメーターの有効期限確認の通知を行い、立入検査を実施、適正なメーターを使用しているか確認した。 ・ホームページの計量専用ページを更新した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報媒体での周知やイベントでの啓発を通じて計量制度を広く周知することができた。 ・市施設では、有効期限切れメーターを使用していた施設があったが、指摘を行い改善済みである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの内容を随時更新し、市民に対し計量について周知していく。 ・市施設で使用しているメーターの立入検査を継続的に実施していく。 	市民局			
		3	事業者に対する指導等	(1)	法令遵守等のための指導又は要請	①	事業者に対して、個別の販売行為の適正化、法令遵守(コンプライアンス経営)等について適切な指導・要請を行います。			指導・要請件数	-	-	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の販売行為に関し、必要な情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売行為に関する情報提供を行うことで、不適正な取引行為による消費者被害の拡大防止に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も必要に応じて指導・要請を行うとともに、事業者に対し、望ましい販売行為についての必要な情報提供等を実施する。 	市民局
		4	個人情報保護施策の推進	(1)	市民及び事業者に対する支援	①	個人情報保護制度に関し、市民及び事業者に対し情報提供を行います。			研修等開催回数	-	6回/年	6回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体及び事業者を対象とした個人情報保護制度に関する研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施により、受講した市民及び事業者の個人情報保護制度に対する理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて研修等を実施し、市民及び事業者の個人情報保護制度に対する一層の理解を図る。 	総務局
						②	個人情報保護の重要性及び個人情報が悪用されるケース等について、さまざまな媒体により、啓発や情報提供を行います。			-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・教育教材や情報誌、ホームページ等において個人情報保護の重要性及び個人情報が悪用されるケースなどについて広報した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が悪用される具体的な事例を紹介することで、消費者被害の未然防止に努めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事例なども紹介しながら、今後も引き続き啓発や情報提供を行っている。 	市民局
				(2)	苦情の処理のあっせん	①	個人情報の取り扱いに関して生じた市民と事業者との間の苦情の処理あっせん等を行います。			対応件数	-	-	0件	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いに関して生じた市民と事業者との間の苦情の処理のあっせん等を行うことがなかった。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いに関して生じた市民と事業者との間の苦情があった際、処理あっせんに努める。 	総務局
		5	災害時などの緊急時における対応	(1)	生活必需品の安定供給等の確保	①	「大都市及び東北六都市災害時相互応援に関する協定」及び「災害時における生活物資の協力等に関する協定」等により災害時等における被災者に対する生活必需品の供給体制の整備を行います。			-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・「21大都市及び東北六都市災害時相互応援に関する協定」及び「災害時における生活物資の協力等に関する協定」に関し、各協定締結都市間の会議に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の搬送体制や流通備蓄など物資に関する情報交換を行い、協定締結都市間での認識を共有することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き生活必需品をはじめとした備蓄物資や支援物資等の取扱いなどについて協定締結都市間で情報共有を図りながら、より実効性のある体制の構築等に努める。 	危機管理局
				(2)	生活関連商品の価格動向の監視等	①	災害時・新型インフルエンザ等発生時などの緊急時における価格の高騰や売り惜しみ等が生じないよう、価格の動向等を監視し、情報提供や注意喚起を行います。			-	-	-	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震で被災した本市市営住宅に広域避難した世帯(1世帯)に対して災害救助法に基づく救助(生活必需品等の給与)及び本市独自の支援支援物資提供を実施するにあたり、「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」を締結しているアイリスオーヤマ株式会社へ物資供給を要請し、被災世帯に物資供給を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に密着した食料品・日用雑貨品等に係る価格動向を確認することで、消費者のニーズに応じた情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格動向等の監視を行うとともに、緊急時に市として対応すべき事項の整理を行っている。 	市民局
				(3)	消費者被害の未然防止等	①	災害時・新型インフルエンザ等発生時などの緊急時における悪質商法による消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費生活情報の提供及び相談体制の整備を行います。			-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を活用して、消費生活情報を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活情報の提供により、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を活用して、引き続き消費生活情報の提供に努める。 	市民局
		6	関係機関・団体等との連携	(1)	国・県等関係機関・団体等との連携	①	国、県等の関係機関・団体等と連携し、消費者の安全を守る取り組みを推進します。			-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・全国会議やオンライン会議への出席により、情報交換や意見交換を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等への参加により、各機関、団体から情報の収集を図ることができた。オンライン会議開催に係るノウハウの蓄積が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関、団体との連絡を密にし、お互いに顔の見える関係を維持強化している。 	市民局
				(2)	事業者団体等との連携	①	事業者団体等との連携の強化を図り、安全な商品・サービスを消費者に提供するよう情報共有や啓発を行います。			-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体等が主催する意見交換会の場や懇談会等を通して相談事例を紹介し、意見を発信することで、事業者に対して消費者トラブルの未然防止のための要望・啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事例を通して、安全な商品・サービスを消費者に提供するよう指導・啓発を行うことで、消費者被害の未然防止を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターの各種の相談事例について、事業者団体を通じて各構成事業体に伝わり、引き続き連携強化に努める必要がある。 	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

注番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点 再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
Ⅱ	消費者教育・啓発の推進	1	ライフステージ等に 応じた消費者教育・啓発の充実	(1)	学校における消費者教育・啓発	①	小学校・中学校・高等学校等、それぞれの発達段階や希望テーマに応じ、関係機関・団体等や専門の講師を活用し、消費者教育の内容・機会の充実を図ります。	-	-	-	-	-	・家庭科や社会科等の関連する教科・領域における指導内容を踏まえ消費者教育指導計画へ位置付けている。仙台市消費生活センター等、消費者教育に関わる諸機関の知見を活用し授業の充実を図っている。	・消費者教育と指導する教科・領域とを関連付けるようにしたことで、社会的自立の力を育み、公正で持続可能なよりよい消費社会に積極的に関わることの大切さを指導する場面が拡大した。	・消費者を取り巻く課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、今後も社会的自立の力を育むための取組を継続していく。	教育局
							小学校・中学校・高等学校等、それぞれの発達段階や希望テーマに応じ、関係機関・団体等や専門の講師を活用し、消費者教育の内容・機会の充実を図ります。	出前講座 実施回数			10回/年	16回	・教育委員会からの照会で希望があった高等学校で、消費生活相談員が講座を行った講座のほかに、支援学校やインターナショナルスクールなど多岐に渡り、出前講座を行った。 ・実施回数 小学校2回、中学校1回、高等学校8回、特別支援学校8回	・発達段階やテーマに応じた講師による講座を実施することにより、理解しやすく学べる内容となった。 ・高等学校や支援学校などで行う講座は、成年年齢引下げによる消費者トラブルの防止について、当事者となる年代へ啓発する良い機会になった。	・弁護士会や事業者等に加えてNPO等関係団体との連携を図り、消費者教育の充実に向けていく。さまざまな機会を捉えて講座を実施する。	市民局
						②	大学生、各種専門学校生等に対する消費者教育出前講座の開催やリーフレット等の配布等による情報提供及び啓発を行います。	出前講座 実施回数			5回/年	5回	・大学入学式後に行われるオリエンテーションにおいて、新入生を対象に出前講座を行った。 ・若者の消費者トラブルに関する啓発動画をYouTube広告や仙台市はたちの集いの会場において放映した。 ・若者が遠いやすい消費者トラブル事例を紹介したポスターを作成し、市内高校・大学・専門学校へ配布した。	・新入生オリエンテーションでの講座やリーフレットの配布は、進学で新生活を始めるにあたっての注意喚起として効果的であった。	・ポスターの掲出やリーフレットの配布だけでなく、メール配信等さまざまな媒体を用いて注意喚起やセンターの周知を行っている。	市民局
						③	小学校・中学校・高等学校等、それぞれの発達段階に応じた消費者教育教材等を作成し、学校における消費者教育の支援と内容の充実を図ります。特に当事者となる若年層の生徒に対し、成年年齢引き下げによる消費者被害防止の広報・啓発を行います。	教材等作成数			-	-	・小学生向けリーフレットを電子教材として作成し市内小学5年生に提供した。 ・中学生向け副読本を電子教材として作成し市内中学1年生に提供した。 ・中学生向け小冊子を10,200部作成し市内中学3年生に配布した。 ・高校生向けリーフレットを11,500部作成し市内高校1年生に配布した。	・発達段階に応じた教材を配布することにより、学校での授業や家庭学習での消費者被害の防止など消費者教育の推進に活用することができた。	・教材の見直しを行い、内容の更新や仕様を変更することにより、常に新鮮な情報を提供している必要がある。	市民局
						④	消費者教育ウェブ教材「伊達学園」を提供し、小学校・中学校・高等学校等それぞれの発達段階に応じた学習機会の充実を図ります。【重点】	「伊達学園」HPアクセス数	◎	5,000件/年	375,627件/年	・ウェブ教材と関連した各年代向けの教材を作成・配布した。 ・幼児向け絵本を電子版として作成し、ウェブ教材内に掲載。 ・小学生向けリーフレットを電子版として作成しウェブ教材内に掲載。 ・中学生向け副読本を電子版として作成し、ウェブ教材内に掲載。	・GIGAスクール構想によって、市内小中学校児童生徒に1人1台クロームブックが整備されたことにより、教材へのアクセス数が大幅に増加。授業や家庭学習で活用してもらえるよう、電子教材を取り入れるなどして、消費者教育の推進を効果的に進めることができた。	・教材の見直しを行い、内容の更新や仕様を変更することにより、常に新鮮な情報を提供している必要がある。	市民局	
						⑤	教員を対象とした研修会・講座等を実施し、小学校・中学校・高等学校等における消費者教育の内容・機会の充実を図ります。	研修会開催数			2回/年	2回	・教師を対象とした消費者教育研修会を実施した。 ・9/20,21 フレッシュ先生2年次研修 ・12/6 仙台市消費者教育研修	・必修研修であるフレッシュ先生2年次研修における消費者教育研修では、担当教科を問わずに受講してもらうことができ、良い機会になった。また、消費者教育研修も小・中・高校と幅広い教員が参加され、学校現場で気づきにつながる講座として効果的であった。	・教員を対象とした消費者教育の研修を企画し、より多くの教員が受講できるための方策(開催時期等)を検討する。	市民局
							教員を対象とした研修会・講座等を実施し、小学校・中学校・高等学校等における消費者教育の内容・機会の充実を図ります。	研修会開催数			3回/年	2回	・小・中・高教職員、学生を対象とした「消費者教育研修」を実施した。 また、今年度もフレッシュ先生2年次研修の中で、消費者教育相談～子供を取り巻く社会の変化～と題した講義を行った。	・携帯電話やインターネットの普及により、児童生徒の消費者トラブルが増えている等、研修の中で具体的な事例について知ること、必要感を持って研修に参加する受講者が増えている。	・成年年齢が18歳に引き下げられたことで、消費者教育の需要が増加することが考えられる。また、SDGsと関連付けて、消費者教育について考えていく必要がある。	教育局
						⑥	消費者教育ウェブ教材「伊達学園」やリーフレット等を活用した授業実践を行い、小学校・中学校・高等学校等における消費者教育の内容・機会の充実を図ります。	実施回数			2回/年	各校1回以上	・各校家庭科の授業等で教材を活用し実施している。「伊達学園」については、仙台GIGAスクールサポートサイトで紹介している。	・消費者教育ウェブ教材「伊達学園」やリーフレット等を活用した授業実践を行うことで、児童生徒の興味関心が高まっている。	・教材等を活用しながら、児童生徒の消費者教育の内容、機会の更なる充実を図る。	教育局
						⑦	教員に対し、消費者教育の情報誌を発行・配布し、学校における消費者教育のサポートを行います。	情報誌作成部数			10,000部/年	10,000部	・学校における消費者教育推進のため、消費者教育の担い手となる教員に対し、消費者教育情報誌を作成し、市内の小・中・高等学校教員に配布した。	・青少年の消費者トラブル相談状況やトラブル事例に関する記事、パンフレット、ウェブ教材の紹介を掲載し、教員に直接情報提供することで、学校現場での消費者教育に活用することができた。	・学校における消費者教育を推進するためには、担い手となる教員への研修や情報提供などの啓発を今後も継続して行っていく必要がある。	市民局
						⑧	児童・生徒の身近な問題であるインターネット・携帯電話等に関する講座の開催や情報提供を行います。	出前講座 実施回数			3回/年	3回	・学校からの希望により、インターネットの使い方について、講座を行った。小学校1回、中学校1回、特別支援学校 1回 ・中学生向け副読本を電子教材として作成し市内中学1年生に提供した。 ・中学生向け小冊子を10,200部作成し市内中学3年生に配布した。 ・高校生向けリーフレットを11,500部作成し市内高校1年生に配布した。	・教材の配布によりインターネット、携帯電話等の身近な消費者トラブルの情報を提供することで、同様のトラブルの未然防止に寄与した。	・消費者問題や消費者教育の専門家との連携を図り、より実態に即した効果的な消費者教育講座の推進を図る必要がある。	市民局
						⑨	スチューデントシティ・ファイナンスパークの活用等により、金銭・金融や生活設計等に関する消費者教育を実施します。特にファイナンスパークの活動では、一か月の世帯収入をどのように設計するかを学びます。	実施校数				仙台市立の小学校118校、中学校・中等教育学校65校、特別支援学校1校、希望する市内の県立・私立中学校1校、私立小学校3校	・仙台子ども体験プラザでの実施は、スチューデントシティ(小学生)を中心に行い、ファイナンスパーク(中学生)は主に中学校に職員が行って、指導・実施した。	・スチューデントシティの活動を行うことで、社会人としての態度について考えることができた。 ・ファイナンスパークでは、生徒の生活設計力や意思決定の考え方などを高めることができた。	・体験活動を効果的なものにするための事前指導の充実と事後指導での振り返りを行うことで、体験だけで終わりにせず、自分づくり教育を体系的につなぐことが重要と考えている。	教育局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
Ⅱ	消費者教育・啓発の推進	1	ライフステージ等に応じた消費者教育・啓発の充実	(1)	学校における消費者教育・啓発	⑩	外国人留学生に対し、(公財)仙台観光国際協会が実施するオリエンテーション等により消費生活情報を提供します。			出前講座実施回数	-	0回	0回	・令和5年度は消費生活情報を取り上げた実績がなかった。	-	・今後も、防災、交通、ゴミの捨て方など、外国人留学生に必要な生活情報を提供していく。	文化観光局
				(2)	幼児に向けた消費者教育・啓発	①	保育所・幼稚園等と連携し、幼児向けの啓発教材の配布を行います。			教材作成数	9,000部/年	10,000部	10,000部	・幼児向け絵本を10,000部作成し、市内幼稚園・保育所の3歳児に配布した。	・教材を絵本にすることで、年齢に合わせた理解につなげることができ、また親子で読むことで家庭での消費者教育に活用することができた。	・内容を見直し、常に新鮮な情報を提供していく必要がある。 ・幼児期から年齢に合わせた消費者教育に触れる機会をつくる。	市民局
				(3)	若い世代に向けた消費者教育・啓発	①	成人式や新入生オリエンテーションなどさまざまな機会を捉え、消費者教育出前講座の開催やリーフレットの配布等による情報提供及び啓発を行います。【重点】	●		情報提供回数	5回/年	6回	6回	・仙台市はたちの集いの会場で注意喚起動画を放映した。 ・大学の新入生オリエンテーションにおいて出前講座を行った。(5回) ・若者に多いトラブルの注意喚起動画をSNSなどの広告媒体を使用し啓発を行った。(YouTubeバナー広告)	・局内他部署と併せて行う新入生オリエンテーションの機会を利用して啓発を行うほか、さまざまな媒体を活用し、若者が陥りやすいトラブルに対して情報提供することで、未然防止に寄与した。	・学校や大学等に対し、メール配信等、さまざまな媒体を用いて、センターの周知や注意喚起情報の発信などを行っていく。	市民局
				(4)	家庭に向けた消費者教育・啓発	①	若年層、特に当事者となる年齢の生徒の保護者に向け、主な消費生活の場である家庭において活用してもらう啓発リーフレット等の配布を行い、成年年齢引き下げによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。【重点】	●		教材等作成数	-	10,200部	10,200部	・家庭での消費者教育の参考に、市内中学3年生の保護者を対象にリーフレットを10,200部作成し配布した。 ・家庭での消費者教育の参考に、市内小学5年生の保護者を対象に電子リーフレットを作成し、学校を通じて市HPやウェブ教材への掲載を周知した。	・保護者向けのリーフレットを配布し、家庭で活用してもらうことで、日常の消費生活への意識づけに寄与した。	・内容を見直し、常に新鮮な情報を提供していく必要がある。 また、保護者向けの啓発が進められるようPTAなどに働きかけていく。	市民局
						②	家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者及び生活保護受給者に対し、収入、支出その他家計の状況の適切な把握及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、自ら家計管理ができるよう支援します。			新規相談件数	-	新規相談192件	新規相談192件	・市内2か所に窓口を設けているほか、専用電話での相談を受け付けている。	・相談者の家計に関する課題を見える化し、早期の生活再生を目指し支援することができた。 ・リーフレットやホームページへの掲載などにより相談者や関係機関への認知が広がった。	・複合的な課題を抱え継続的な支援が必要なケースもあるため、関係機関との更なる連携を意識しながら取り組む。	健康福祉局
				(5)	地域や一般市民に向けた消費者教育・啓発	①	各世代の市民を対象とした講座を開催し、消費者教育・啓発を行います。			消費生活講座等実施回数	5回/年	5回	5回	・消費生活月間記念事業としての消費生活講座を1回、一般向け消費生活講座を2回、小学生向け夏休み親子講座を2回を、それぞれ各種テーマで開催した。参加者は延べ191人。	・日常生活で活用してもらうことを目的にさまざまな角度から消費生活に関する知識や情報を提供し、消費者の意識向上に寄与した。また、参加者へのアンケートにより、関心のあるテーマを把握することができた。	・市民の関心の高いテーマ、伝えたいテーマのバランスを考慮しながら、さらなる参加者の拡大を図るため、テーマを検討していく。	市民局
							各世代の市民を対象とした講座を開催し、消費者教育・啓発を行います。			学習講座数	-	市民センター4館で4講座	市民センター4館で4講座	・老壮大学等において、消費者被害防止等についての講座を実施した。	・消費者被害防止や食育等について市民に啓発することができた。	・市民センターの講座ではさまざまな現代的課題をテーマとして取り上げているが、消費者教育・啓発についても、テーマの一つとして講座の開催を引き続き検討していく。	教育局
				②	地域団体、事業者、任意のグループ等に対し、出前講座「くらしのセミナー」を開催し、消費者教育・啓発を行います。					出前講座実施回数	50回/年	35回	35回	・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、前年度よりも多くの地域団体等から要請を受け、消費者被害の防止などに関する「くらしのセミナー(出前講座)」を行った。 実施回数35回 参加人数延べ923人	・相談が多く寄せられている事例や特殊詐欺の手法とそれらの対処法を周知することで、受講者の消費者被害防止の意識を高めることができた。また、消費生活の相談窓口(消費生活センター)を周知することができた。	・高齢者の消費者トラブルが増加しており、消費生活に必要な情報提供や消費者被害の未然防止を図るため、出前講座のPRを積極的に行っていく。	市民局
				③	消費生活パートナーと連携して、市民への啓発を行います。					消費生活パートナー登録者数	計画終了時点で40人以上	49人	49人	・登録者49人(新規登録7人、登録継続42人)を養成講座を実施するとともに、啓発資料等の提供を行った。	・地域の方々への注意喚起や情報提供、消費者トラブルで困っている方に消費生活センターを案内するなどの活動が実施されており、消費生活センターと消費生活パートナーが連携して消費者啓発に取り組むことができた。	・消費生活パートナーを育成する一方で、現在取り組まれているさまざまな主体の活動を把握し、パートナーシップの構築を目指す。	市民局
				④	消費者団体等が市民の消費生活の安定及び向上に資する事業に取り組むための支援を行います。					補助金交付件数	3件/年	4件	4件	・消費者団体等が行う、市民の消費生活の安定及び向上に資する事業に対して補助金を交付し、その活動を支援した。	・消費者団体が行う活動を資金面で支援することにより、団体による消費者教育や啓発が推進された。	・消費者団体とのパートナーシップに該当する事業に対し幅広く支援を行っていく。	市民局
				(6)	外国人住民に向けた消費生活情報の提供	①	外国人住民に対し、(公財)仙台観光国際協会が実施するオリエンテーション等により消費生活情報を提供します。			講座実施回数	-	1回	1回	・外国人市民が日本で生活に必要なことについて学び、地域で安心・快適に暮らせるためのオリエンテーション等を実施した。	・外国人市民が受講している日本語講座の一環として実施することにより、必要としている対象に対し、的確に情報伝達できた。	・今後も、防災、税金、医療情報など、外国人市民に必要な生活情報を提供していく。	文化観光局
				(7)	消費生活に関する情報の提供	①	ホームページ、消費生活情報誌、メール配信、YouTubeなど、さまざまな媒体による消費者教育や啓発、情報提供を行います。			-	-	-	-	・ホームページの更新、メール配信により、消費生活に関する情報や消費者トラブルの注意喚起情報を提供し、啓発を行った。また、平成29年度に開始したYouTubeも活用し、動画配信も行った。消費者教育ウェブ教材「伊達学園」をリニューアルし、センターからのお知らせや作成した教材一覧などを掲載した。 そのほか、リーフレット、消費生活情報誌等を活用して、広報・啓発を行った。	・さまざまな媒体を活用することで、幅広い年代の消費者に情報提供することができた。	・今後も引き続きさまざまな媒体を活用した情報発信を行っていく。	市民局
				②	市や関係機関・団体等による消費者教育に関する取り組みをまとめた「せんだい消費者支援バンク」を作成し、人材の活用や情報提供を行います。					配布部数	450部/年	297部	297部	・消費者教育の推進のため、行政や関係機関等における取り組みをまとめ、市内学校及び教育関係部署及び市民センターに配布を行った。また、市ホームページに掲載し、広く活用してもらう情報提供を行った。 小・中・高校・特別支援学校等 232部、教育関係部署 5部 市民センター 60部	・学校及び教育関係部署に配布したことにより、各団体等で取り組んでいる消費者教育に関する情報提供を行い、活用を促すことができた。	・消費者教育に係る情報を得やすい環境の整備のため、今後も継続して行っていく必要がある。	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点 再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局	
Ⅱ	消費者教育・啓発の推進	1	ライフステージ等に 応じた消費者教育・啓 発の充実	(8)	人材の育 成	①	地域等身近な場所での啓発を行う「消費生活 パートナー」を育成します。		消費生活 パートナ 登録者数			計画終了 時点で 40人以上	49人	・登録者49人(新規登録7人、登録継続42人) 養成講座を実施するとともに、啓発資料等の提 供を行った。	・地域の方々への注意喚起や情報提供、消費 者トラブルで困っている方に消費生活センター を案内するなどの活動が実施されており、消費 生活センターと消費生活パートナーが連携して 消費者啓発に取り組むことができた。	・消費生活パートナーを育成する一方で、現在 取り組まれているさまざまな主体の活動を把握 し、パートナーシップの構築を目指す。	市民局
							出前講座等で質の高い消費者教育や啓発を行 うため、消費生活相談員のスキル向上を図ると ともに、年代やテーマに応じたマニュアルを整備 します。	-	-	-	・過去の資料を、年代やテーマに応じて整理し 、消費生活相談員全員で共有し活用できるよう にした。	・消費生活相談員全員で、年代やテーマに応じ た適切な資料作りができるようになった。	・今後も引き続き、タイムリーな事例に対応し た、適切な内容のマニュアルとなるよう整備を 行っていく。	市民局			
							持続可能な 社会づくり のためのラ イフスタイルの推進	(1)	①	消費生活講座やささまざまな媒体を活用し、環境 に配慮したライフスタイルの啓発を行います。		環境をテーマ とした消費 生活講座等 実施回数	1回	3回	・一般向け消費生活講座では、食品表示をテーマ に講座を開催し、食品ロス削減に係る啓発を 行った。また、小学生向け夏休み親子講座では 、防災ビンゴゲームや牛乳パックを使った工作 をテーマに講座を開催し、環境問題について 考える機会をつくった。	・受講者に対して、環境問題について考える機 会を提供することができた。	・SDGsの達成に向け必要性が高まっていること から、消費生活講座において、環境をテーマと する講座を継続的に行っていく。
						②	エシカル消費(フェアトレードや地産地消、食品 ロス削減など)等の普及啓発を行い、消費者市民 社会の形成に向けた取り組みを推進します。 【重点】		啓発イベ ント等実施回 数	1回	1回	1回	・「ETHICAL DAY.1」と題し、食品ロス削減や地 産地消などエシカル消費についてのトーク&ラ イフイベントを開催した。 参加人数 112人	・参加者アンケートの内容から、エシカル消費に ついて理解を深めてもらうことができ、イベン トの満足度も高く、普及啓発の目的が果たせた。	・イベントを継続して定着させるとともに、エシカ ル消費について、引き続き普及啓発を行ってい く。	市民局	
						③	事業者等との連携により「仙台市消費者川柳」 の募集・表彰を行うことで、消費者被害の未然 防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材 の育成につなげます。		応募人数		500人	1,063人	・事業者等から協賛・後援をいただき、6月中旬 から9月中旬にかけて消費者川柳を募集したと ころ、1,063人から1,859句の応募があり、15句の 入賞作品を表彰した。	・消費者川柳を考えることで、消費者自身や家 族が社会問題の現状や身近な消費行動につ いて考えるきっかけとなった。また、ホームペー ジや情報誌への掲載等による啓発に入賞作品を 活用することで、市民への浸透を図ることが できた。	・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自 身が身近な消費生活について考える機会をつ くるとともに、消費者被害の未然防止や持続可能 な社会の形成に寄与する人材の育成につなげ 、入賞した川柳の活用により市民への浸透を図 る。	市民局	
				(2)	持続可能な 社会を目指 す消費者 志向経営 の推進	①	事業活動における環境配慮を推進します。		補助金交 付件数		8件/年	9件	・みちの(環境管理規格認証登録推進補助制度 により取得を支援した。	・中小事業者の環境配慮への取り組みを推進 することができた。	・引き続き補助金交付により、事業者の認証取 得に対するインセンティブを高める。	環境局	
							事業活動における環境配慮を推進します。		仙台市環 境配慮事 業者認定 制度の認 定店舗・事 業所等の		計画終了 時点で 500力所 以上	505力所	・認定事業者の取組を紹介した事例集の作 成のほか、ホームページ等で制度や取組 の広報を行った。 また、認定証授与式や広報活動なども実施し 、制度の普及啓発を図った。	・環境に配慮した事業活動に対する市民・事業 者の認知度・理解度を着実に向上させること ができた。	・引き続き、当該制度の周知を図るとともに、目 標達成に向けて、優良事業者の紹介や事業者 向け広報誌の活用などを実施する。	環境局	
						②	一定規模以上の事業者に温室効果ガス削減の ための計画書の提出を義務付けるとともに、 市が事業者の取り組みへの助言等による支援 を行うことで、温室効果ガス排出とエネルギー コストの削減を推進します。		参加事業 者数		-	222事業者	・任意提出事業者の参加促進を図るほか、参加 事業者の排出削減の取り組みについて助言等 による支援を実施した。	・企業団体等への制度説明や中小企業等向け の省エネ設備等導入支援補助金の活用等 により、市域事業者の制度参加の拡大が図られ た。	・今後も情報発信に努め、事業者の参加促進に より、市域の温室効果ガス削減を図る。	環境局	
						③	地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する 優れた取り組みを行っている市内の中小企業 を表彰・紹介することにより、中小企業の独創 的な社会的課題解決や魅力的な職場環境づく りに向けた取り組みを後押しするとともに、取 組みの波及による地域の活性化と中小企業の持 続的な発展を図ります。		仙台「四方 よし」制 度における 大賞・優秀 賞・宣言企 業の合計 数		47社	46社	・SNSや仙台市HP等により、制度の周知、宣 言企業の募集に向けた発信を行った。 ・受賞企業と宣言企業を対象としたアンケート調 査を行い、今後の運用について検討した。	宣言企業として新たに2社の応募があった。	・本制度の認知度向上と歴代受賞企業等のPR 強化のため、制度の内容や周知広報の見直し を行い、宣言企業と受賞企業の新規獲得に努 める。	経済局	
				(3)	環境教育・ 学習の推 進	①	児童・生徒が地球環境への理解を深め、主体 的に環境保全に取り組む意識が育つよう、環境 負荷を軽減する実践活動を推進します。		プラスッ ク分別実 施学校数 プラスッ ク排出量		仙台市立 全学校実 施	仙台市立 全学校 (189校) 39.714kg	・各学校におけるプラスチックの分別収集は、児 童生徒の環境教育や分別リサイクルの普及啓 発の観点から、平成17年度より仙台市立全学 校で実施している。児童生徒や教職員ひとりひ どりが環境行動の必要性を理解し、家庭生活と 同様に、学校生活においてもごみの分別収集を 行うことが定着している。 また、定期的にごみの分け方に関する通知を行 うことで、分別収集についての意識の向上を 図った。	・今後も継続的に実施していく。	教育局		
						②	市民活動団体など多様な主体と連携し、環境教 育・学習を推進し、主体的かつ積極的に環境配 慮行動に取り組む心づくりを進めます。		-		-	-	○杜々かんきょうレスキュー隊 保育所・小学校等での環境学習プログラム体 験実践…76回実施 ○[環境社会実験]未来プロジェクトin仙 台 5団体がそれぞれのテーマで、通年で取り組ん だ。 ○環境フォーラムせんだい 仙台防災未来フォーラム内で開催。19団体が 18ブースを出展し、「みんなで育てよう! かん きょうの木」と題した来場者参加企画やステー ジ企画も行った。	FEEL Sendaiの構成団体をはじめ、環境団体や 大学等と協働で事業を行うことができた。	・今後もFEEL Sendai委員をはじめ、市民・環 境団体・事業者・行政等との協働により、事業を展 開していく。	環境局	
						③	市民活動団体・大学等と連携し、環境学習プロ グラム実施の支援を行います。		実施回数		-	86件	・町内会や市内小中学校等に講座情報を提供 し、受講にかかる講師謝礼金を支援した。	・市民が環境について学ぶ機会を提供するこ とができた。	・より多くの方に利用してもらえるよう、受け手 のニーズを把握し、内容を拡充していくととも に、引き続き受講の支援を行い、市民の環境教育 ・学習を推進していく。	環境局	

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点 再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
Ⅱ	消費者教育・啓発の推進	2	持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの推進	(3)	環境教育・学習の推進	④	ホームページやせんだい環境学習館において環境教育・学習情報の提供を行います。		Webサイトたまきさんアクセス件数		100,000件/年	78,997件	・せんだい環境学習館環境に関する講座の開催や図書等の貸出し等…年間利用者数3,699人 講座の開催21回 図書の貸出件数1,380冊	・令和3年度末にリニューアルしたWebサイトたまきさんにより、更に分かりやすく環境に関する情報提供ができた。 ・引き続き環境教育・学習に関する情報提供を行い、環境学習の機会を提供できた。	・リニューアルされたWebサイトたまきさんを活用して、環境に関する情報提供を継続的に、市民への更なる環境啓発に努める。 ・引き続き環境教育・学習に関する情報提供を行い、環境について考える機会を提供する。	環境局
				(4)	資源循環都市を目指す消費生活の推進	①	3Rの徹底とごみの発生抑制のために、さまざまな媒体によりごみ減量・リサイクル情報を発信します。		ワケルネットアクセス件数		553,000件/年	307,922件	・ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」、「ワケ猫ちゃんTwitter(現:X)」、「ワケルキャンパスInstagram」、YouTubeのほか、ポスターやリーフレットなど様々な媒体を活用して、ごみ減量・リサイクル情報について、情報発信を行った。	・ホームページやtwitter(現:X)、リーフレットなど、さまざまな媒体を活用したことで、市民に向けた情報発信を幅広く行うことができた。	・3Rの徹底やごみ発生抑制に向け、今後も継続して情報発信していく。また、ホームページやSNSの情報環境教育・学習に関する情報提供を行い、環境について考える機会を提供する。	環境局
						②	ごみ減量の観点から、食品ロスの削減に取り組めます。【重点】	●	モットアイキッチンアクセス数		25,000件/年	307,922件	※令和4年10月にモットアイキッチンをワケルネットに統合 ワケルネットアクセス数 307,922件 ・ワケルネットにおいて、食品ロス削減に関する取り組みについての情報発信を行った。 ・せんだい食エコリーダー等による市民向け食品ロス削減講座(全3回5講座)を実施した。 ・事業系食品ロス削減に向け、小売店等と消費者をマッチングする「ワケルくんもったいないマルシェ」を運用したほか、飲食店や宿泊施設と連携し、食べきり呼びかけの「ペロリでキラおいしく食べろうキャンペーン」を実施した。	・ワケルネットでの情報発信や食品ロス削減講座の開催、ワケルくんもったいないマルシェ等により、食品ロス削減に対する市民、事業者の意識向上を図ることができた。	・引き続き様々な媒体や機会を通じた情報発信、食品ロス削減ガイドブックを活用した市民向け講座等を行うとともに、ワケルくんもったいないマルシェの利用者や参加事業者の拡大を図るなど、食品ロス削減の行動の実践につながる取り組みを進める。	環境局
						③	食育の一環として、食品ロスについて市民への啓発を行います。		啓発回数 対象人数		-	-	・区家庭健康課・総合支所保健福祉課が実施する食育月間パネル展において、食品ロス削減のポスターの掲示や、リーフレット配布による啓発を行った。	・食育の周知に併せて、広く市民に周知する機会をつくることができた。	・仙台市食育推進計画(第3期)の推進項目として、関係団体、庁内関係各課と連携し、市民への啓発に取り組む。	健康福祉局
						④	賞味期限まで1年未満となった災害用備蓄物資について、フードバンク等へ提供することにより食品ロスの削減を図ります。		物資提供回数		1回以上/年	9回(防災訓練除く)	・食料、飲料水は地域の防災訓練等への提供のほか、フードバンクへの提供も行った。 粉ミルクは乳児院等へ提供。	・食料、飲料水を提供することで、食品ロス削減、廃棄物削減につながった。 粉ミルクは全量提供済。	・今後も食料等の提供を継続する。令和5年度はコロナ禍時期に比べ防災訓練等が大幅に増え、令和6年度も同様と考える。 防災訓練で食料等の提供を行い、消費しきれなかった災害用備蓄物資については、たい肥化等によりさらに活用を図る。	危機管理局
				(5)	脱炭素型のライフスタイルの推進	①	熱エネルギーを有効活用することにより平常時の低炭素化を推進するとともに、停電時に備えた分散型電源の普及、気候変動への適応力向上を推進するため、窓断熱改修または熱エネルギーを有効活用するためのシステムの導入を支援します。		支援制度実施件数		-	1,729件	・せんだい健康省エネ住宅補助事業 ・熱利用システム補助事業 ・初期費用ゼロ太陽光発電導入補助 ・共同購入による太陽光パネル、蓄電池の普及促進 ・省エネ家電買い替えキャンペーン	・補助事業により、約714t-CO2ほど温室効果ガス排出量の削減効果が見込まれる。	・今後は、窓断熱改修や熱エネルギーを有効活用するためのシステムの導入を引き続き支援することに加え、高断熱住宅や再生可能エネルギーの普及に向けての支援も実施していく。	環境局
						②	市民や事業者等と協働して省エネ・創エネ・蓄エネの3E行動の普及啓発により市民の環境配慮行動の促進を図ります。		動画の再生回数 ツールのアクセス数		-	9,789回	・市民・事業者と協働で3E(省エネ・創エネ・蓄エネ)啓発に取り組む「せんだいE-Action実行委員会」をとおし、省エネ等呼びかけ動画の配信や、家庭における省エネ度を診断できるツールの運用、SNSを用いたキャンペーンの開催などWebを活用した取り組みを行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、全12イベントを行った。(主催:8回、出展:4回)	・Web動画の配信や省エネ診断ツールの運用、新たに行ったSNSキャンペーン、イベントへの出展により、3Eへの意識を喚起することができた。	・3Eの啓発のためのイベントを開催する。また、引き続きWebでの啓発活動に取り組む。	環境局
						③	市公用車を率先して次世代自動車に転換するとともに、電気自動車については、専用ロゴマーク「でんでんくん」をラッピングし、業務で使うことにより市民への普及啓発を推進します。		次世代自動車普及啓発		-	13台導入	・市公用車内、二酸化炭素削減効果及び市民への啓発効果の高い車両について、電気自動車等を導入した。(R5:13台導入) ※電気自動車等:電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	・公用車を電気自動車等に転換するとともに、電気自動車等(デザインに専用ロゴマークを採用)を公用車として利用することで市民への普及啓発を促進することができた。 ・自動車環境負荷低減を図るとともに、二酸化炭素削減の取り組みを推進することができた。	・今後も電気自動車等の効果的な普及啓発を継続する。	環境局
						④	環境負荷の小さい商品・サービスを選択するグリーン購入の促進を図ります。		グリーン購入に関する動画の再生回数		-	352回	・Web動画によりグリーン購入を紹介した。 ・小中学校の新入学説明会で文具のグリーン購入を促すチラシを配布した。	・Web動画を通じてグリーン購入の取り組みを推進することができた。 ・文具を買いそろえる機会を捉えた啓発を行うことができた。	・グリーン購入に関するお買い物体験等のイベントを開催する。また、グリーン購入を促進するためのキャンペーンを実施する。	環境局
				(6)	食育の推進	①	保育所・学校において食育の推進を行います。		-		-	-	・畑作りの計画を作成し、子ども達による作物の世話や生長の観察、収穫を通して、各活動のねらいに基づいた働きかけを実施した。	・子ども達が食材料や食に興味を持ち、食を楽しむ気持ちや食べる意欲を育むことができた。	・今後も、保育のなかで食育を展開していく。	こども若者局
							保育所・学校において食育の推進を行います。		-		-	-	・健康教育課職員が単独調理校を訪問し、学校給食の実施状況や食に関する指導状況の確認を行い、教職員に対して指導助言を行ったほか、学校給食センター職員が対象校を訪問し、児童生徒に食に関する指導などを行った。また食育の取組の啓発として、教職員向けに「食に関する指導推進研修会」を開催した。	・「食に関する指導の手引 第二次改訂版」を活用した効果的な指導を計画的に実施するなど、各学校において体系的・組織的な食育の推進が図られた。	・今後も食に関する指導が適切に行われるよう、学校訪問による指導助言や研修会を実施し、学校と連携を深めながら食育の推進を図っていく。	教育局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点 再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局		
Ⅱ	消費者教育・啓発の推進	2	持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの推進	(6)	食育の推進	②	市内産の農産物や地産地消について広く情報を発信します。	-	-	-	-	-	-	・公式ウェブサイト及び公式Instagram『とれたて仙台』を開設し、生産者インタビュー、仙台産農産物を使ったレシピ、直売イベント、販売店などを掲載し、随時更新を行った。	・仙台産農産物のPRを図り、消費者の地産地消に対する興味・関心を高めることができた。 ・令和5年度公式ウェブサイト訪問数18,512件 ・公式Instagramフォロー数 2,126名(令和6年3月31日時点)	・より多くの消費者に届く情報発信を実現する。Instagramについては、消費者、生産者、企業・団体等の多様な方々にハッシュタグ「#とれたて仙台」をつけて投稿してもらい、多方面からの仙台産農産物に関する情報が集まる場を作る。	経済局	
							③	消費者と生産者が交流したり農業を体験する機会をつくります。	交流イベント参加者数	20,000人/年	10,279名	・収穫まつり・農業体験や料理教室などのイベントを開催した。	・各種イベントを通じ、消費者に対して市内産農産物のPR及び、生産農家と市消費者との交流や農業体験の場の提供を行うことができた。	・引き続き各種イベントの実施や、情報提供に努める。	経済局			
							④	健康な暮らしを送るための食に関する知識や情報を発信し、健康的な食生活を推進します。	啓発回数 対象人数	220回/年 8,000人/年	342回 延12,996人	・健康教育やパネル展示などの機会をとらえて食育を行ったほか、子育て機関や大学や専門学校等と連携して資料やニュースレターを発信するなど、特に若い世代や子育て世代を意識した啓発を実施した。 ・幼児健診で食事バランスや適切な間食のとり方について啓発した。新型コロナウイルス感染症の影響により集団指導を中止していた期間については、リーフレットやパネル等での啓発を行った。	・自分自身の食習慣を見直す機会や、子どもを通して家族全体の食を意識し、望ましい食生活の実践につながる機会となっている。	・子どものころから食に興味を持ち、成長しても望ましい食生活の実践が継続されるよう、子育て機関や学校等の関係機関とも連携を図りながら、様々な場面をとらえ、食育を進めていく。	健康福祉局			
							⑤	市民の健康づくりを支援するため、栄養成分表示や健康に配慮した飲食店・惣菜店を増やし、健康的な食生活の環境整備を図ります。	食で健康サポート店の登録店舗数	増加	78店舗 (前年度比-4件)	・コロナ禍以降閉店した対象店舗もあった。事業終了となるため、積極的な登録への働きかけは行わず、登録店舗に対し、健康づくりに関するポスターを送付した。	・啓発ポスターを送付することで、登録店舗への啓発と登録店舗から市民への健康づくりに関する啓発ができた。	・食で健康サポート店事業は令和5年度をもって終了。令和6年度より仙台市食環境整備事業「仙台伊達なマルシェ」で「てまろ」により消費者健康的な食選択ができる環境を作る。	健康福祉局			
							3	関係機関・団体等との連携	(1)	連絡組織の運営	①	「消費者教育推進地域協議会」において情報共有を図り、消費者教育・啓発を総合的・効果的に進めます。	協議会開催回数	1回/年	1回	・地域包括支援センターで対応した消費者被害の事例を通して意見交換を行い、地域包括支援センターにおける高齢者に対する見守りの体制等について情報共有を図ることができた。	・今後も多様なテーマを扱いながら、消費者教育についての情報共有を図っていく。	市民局
											(2)	学校・市民等との連携	①	「消費者教育連絡会議」において情報を共有し、学校における消費者教育の充実を図ります。	会議開催回数	1回/年	1回	・消費生活センターと教育現場等の連携強化を図る消費者教育連絡会議を開催した。(1回)
							②	消費生活パートナーを育成し、連携して啓発を行います。	消費生活パートナー登録者数	計画終了時点で40人以上	49人	・登録者49人(新規登録7人、登録継続42人)養成講座を実施するとともに、啓発資料等の提供を行った。	・地域の方々への注意喚起や情報提供、消費者トラブルで困っている方に消費生活センターを案内するなどの活動が実施されており、消費生活センターと消費生活パートナーが連携して消費者啓発に取り組むことができた。	・消費生活パートナーを育成する一方で、現在取り組まれているさまざまな主体の活動を把握し、パートナーシップの構築を目指す。	市民局			
③	市民活動団体と連携し、消費者教育・啓発を推進するとともに、必要な支援を行います。	補助金交付件数	2件/年	3件	・消費者団体等が行う、市民の消費生活の安定及び向上に資する事業に対して補助金を交付し、その活動を支援した。	・消費者団体が行う活動を資金面で支援することにより、団体による消費者教育や啓発が推進された。	・消費者行政とのパートナーシップに該当する事業に対し幅広く支援を行っていく。	市民局										
③	専門的な知識を持った関係機関・団体等との連携	①	大学等高等教育機関、財団法人消費者教育支援センター、弁護士会・司法書士会、東北総合通信局等、消費者教育に関して専門的な知識を持った関係機関・団体等との連携を強化します。	関係機関・団体への依頼件数	-	1回	・教職員向け消費者教育研修に大学から専門知識を持つ講師の派遣をうけた。 実施回数 1回 参加人数 16人	・専門の知識や情報などを持つ団体や企業との連携により、より鮮度の高い情報提供ができた。	・今後も出前講座や研修会などの講師派遣等を通して連携を図っていく。	市民局								
④	事業者団体等との連携	①	事業者団体のCSRの活動等と連携し、消費者教育・啓発を推進します。	-	-	-	・事業者等からの協賛・後援をいただき「仙台市消費者川柳」事業を実施した。 ・デジタルサービスや家計管理などに関わる事業者等と連携し、消費生活講座を行った。 ・eネットキャラバン等と連携し、出前講座を実施した。 実施回数3回、参加人数延べ176人	・消費者川柳を考えることで、消費者自身や家族が社会問題の現状や身近な消費行動について考えるきっかけとなった。 ・専門の知識や情報等を持つ団体との連携により、より鮮度の高い情報提供ができた。	・今後も出前講座や研修会などの講師派遣等を通して連携を図っていく。 ・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自身が身近な消費生活について考える機会をつくる。 ・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自身が身近な消費生活について考える機会をつくる。 ・今後も消費生活講座の講師依頼等を通して連携を図っていく。	市民局								
②	事業者等との連携により「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、消費者被害の未然防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげます。【再掲】	○ 応募人数	500人	1,063人	・事業者等から協賛・後援をいただき、6月中旬から9月中旬にかけて消費者川柳を募集したところ、1,063人から1,859句の応募があり、15句の入賞作品を表彰した。	・消費者川柳を考えることで、消費者自身や家族が社会問題の現状や身近な消費行動について考えるきっかけとなった。また、ホームページや情報誌への掲載等による啓発に入賞作品を活用することで、市民への浸透を図ることができた。	・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自身が身近な消費生活について考える機会をつくる。また、消費者被害の未然防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげ、入賞した川柳の活用により市民への浸透を図る。	市民局										

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
Ⅲ	消費者被害の防止及び救済	1	消費者被害の未然防止・拡大防止	(1)	相談窓口の周知及び効果的な広報・啓発活動、情報提供等	①	さまざまな媒体の活用及び多様な主体との連携により、消費生活センターの相談窓口のさらなる周知に努めます。【重点】	●		消費生活センターの認知度	◎	・名前も業務内容も知っている市民の割合50%以上 ・名前を知っている市民の割合90%以上(いずれもアンケート実施終了時点)	・名前も業務内容も知っている市民の割合49.0% ・名前を知っている市民の割合86.3% (R5市政モニターアンケート結果)	・市政だより等に記事を掲載し、消費者トラブルに関する注意喚起及び消費生活センターのPRを行った。 ・仙台駅南部及び西口中央地下道への広告掲出、ラフオ放送、情報誌への記事掲載、区役所のモニター活用等により、消費生活相談窓口の周知を行った。 ・特殊詐欺や消費者被害防止の啓発及び相談ダイヤル周知のポスターを作成し、市内医療機関、町内会等へ配布した。 ・消費生活センターのPR動画をYouTubeや郵便局等で放送した。	・「名前も業務内容も知っている市民の割合」を行った。 令和3年度:42.9% 令和4年度:44.8% 令和5年度:49.0% (※平成27年度～令和元年度は各種イベントでのアンケート結果による。令和2年度以降は、市政モニターアンケートの結果による。)	・今後もさまざまな媒体の活用及び多様な主体との連携により、消費生活センターの相談窓口の周知を図っていく。令和5年度も市政モニターアンケートを実施する予定。	市民局
				②	地域団体、事業者、任意のグループ等に対し、出前講座「くらしのセミナー」を開催し、消費者被害防止の意識を高めます。				●	出前講座実施回数		50回/年	35回	・新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなつたことで、昨年度と比較して多くの地域団体等からの要請により、消費者被害の防止などに関する「くらしのセミナー(出前講座)」を行った。実施回数35回 参加人数延べ923人	・相談が多く寄せられている事例や特殊詐欺の手口とそれらの対処法を周知することで、受講者の消費者被害防止の意識を高めることができた。 また、消費生活の相談窓口(消費生活センター)を周知することができた。	・高齢者の消費者トラブルが増加しており、消費生活に必要な情報提供や消費者被害の未然防止を図るため、出前講座のPRを積極的に行っていく。	市民局
				③	ホームページ、メール配信、YouTubeなど、さまざまな媒体による情報提供、リーフレットや消費生活情報誌等を活用した啓発を行います。【重点】			●				-	-	・ホームページの更新、メール配信により、消費生活に関する情報や消費者トラブルの注意喚起情報を提供し、啓発を行った。また、平成29年度に開始したYouTubeも活用し、動画配信も行った。消費者教育ウェブ教材「伊達学園」をリニューアルし、センターからのお知らせや作成した教材一覧などを掲載した。 そのほか、リーフレット、消費生活情報誌等を活用して、広報・啓発を行った。	・さまざまな媒体を活用することで、幅広い年代の消費者に情報提供することができた。	・今後も引き続きさまざまな媒体を活用した情報発信を行っていく。	市民局
				④	被害拡大が懸念される相談事例や、時期によって相談が増える案件の注意喚起情報を速やかに提供することにより、消費者被害の拡大防止を図ります。				●	メール配信実施回数		12回/年	13回	・被害拡大が懸念される案件の相談事例や時期に合わせて、相談が増えるトラブルの注意喚起を速やかにメール配信することにより、消費者被害の拡大防止を図った。	・ホームページや消費生活情報誌への掲載と合わせて、速やかにメール配信することにより、消費者被害が生じている事例や注意喚起を迅速に伝えることができた。	・相談事例等について、速やかな情報提供ができるように努める。	市民局
				⑤	災害時・新型インフルエンザ等発生時などの緊急時における悪質商法による消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費生活情報の提供及び相談体制の整備を行います。【再掲】				○			-	-	・多様な媒体を活用して、消費生活情報を提供した。	・消費生活情報の提供により、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めた。	・多様な媒体を活用して、引き続き消費生活情報の提供に努める。	市民局
				⑥	事業者等との連携により「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、消費生活センターの相談窓口の周知及び消費者トラブルや特殊詐欺被害の防止に努めます。					●	応募人数	500人	1,063人	・事業者等から協賛・後援をいただき、6月中旬から9月中旬にかけて消費者川柳を募集したところ、1,063人から1,859句の応募があり、15句の入賞作品を表彰した。	・消費者川柳を考えることで、消費者自身や家族が社会問題の現状や身近な消費行動について考えるきっかけとなった。また、ホームページや情報誌への掲載等による啓発に入賞作品を活用することで、市民への浸透を図ることができた。	・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自身が身近な消費生活について考える機会をつくる。また、消費者被害の未然防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげ、入賞した川柳の活用により市民への浸透を図る。	市民局
				(2)	① 条例に違反した不適正な取引行為への対応	①	特に被害拡大が懸念される案件について、ホームページや消費生活情報誌への掲載及びメール配信等で情報提供を行い、消費者被害の拡大防止を図ります。					-	-	・悪質商法等特に被害拡大が懸念される案件の相談事例や注意喚起情報について、速やかにホームページの掲載やメール配信を行うとともに消費生活情報誌において周知し、消費者被害の拡大防止を図った。	・速やかにホームページや消費生活情報誌への掲載、またメール配信することにより、消費者被害の拡大防止に向けた啓発を図ることができた。	・相談事例等について、引き続きホームページや消費生活情報誌等に事例を掲載するなど、情報提供を行っていく。	市民局
				②	不適正な取引行為に対しては、条例に基づき調査、勧告等を行い、勧告に従わない場合には、事業者の氏名等の公表を行います。							-	-	・令和5年度は、該当する案件がなかった。		・勧告及び事業者の氏名公表に当たっては、関係法令、仙台市消費生活条例、同施行規則等に従い、適切に実施する。	市民局
				(3)	① 消費者事故の被害情報の通知及び提供	①	消費者安全法に基づき、消費者庁(所管省経由も含む)に対して、消費者事故等の被害情報を的確に通知するとともに、併せて市民に対し、必要な情報の提供を行います。			●	報告件数	-	151件	・消費者に危害が生じていたり、危害・危険が及ぶおそれのある相談案件については、常にPIO-NETを通して国民生活センターや全国の消費生活センター、関係各所に共有している。また、重大な事故の場合は、PIO-NETに加え、消費者庁への通知も行った。	・消費者事故に係る情報が集約されることにより、同様の消費者事故による消費者被害の発生・拡大防止に寄与した。	・引き続き該当案件があった場合、実施していく。	市民局
					②	消費者安全法に基づき、消費者庁(所管省経由も含む)に対して、消費者事故等の被害情報を的確に通知するとともに、併せて市民に対し、必要な情報の提供を行います。				●	報告件数	-	0件	・令和5年度の報告案件はなし。		・今後についても報告案件が発生した際に随時報告することとする。	消防局
					③	消費者安全法に基づき、消費者庁(所管省経由も含む)に対して、消費者事故等の被害情報を的確に通知するとともに、併せて市民に対し、必要な情報の提供を行います。				●	報告件数	-	0件	・令和5年度の報告案件はなし		・今後についても報告案件が発生した際に随時報告することとする。	教育局
				2	① 消費者被害の救済	①	条例に基づくあっせん、調停等による消費者被害の救済			●	あっせん件数	-	584件	・相談者の相談内容、事業者側の対応状況等に合わせて適宜実施した。 苦情相談件数 6,393件 あっせん件数 584件 あっせん解決件数 522件	・あっせんを行うことにより、複雑・多様化する消費者トラブルを解決することができた。	・あっせんの実施にあたっては、関係法令、仙台市消費生活条例、同施行規則等に従い、適切に実施する。	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
Ⅲ	消費者被害の防止及び救済	2	消費者被害の救済	(1)	条例に基づくあっせん、調停等による消費者被害の救済	②	事業者に対して、販売行為が適正か否かの調査を行い、販売行為が適正でないときはその是正を要請します。	-	-	-	-	-	-	・令和5年度は、調査対象となる案件はなかった。	-	・調査等にあたっては、関係法令、仙台市消費生活条例、同施行規則等に従い、適切に実施する。	市民局
						③	苦情があっせん等により解決することが困難で、広く市民の消費生活に影響が生じる等のために必要があるときは、調停による解決を図ります。	-	-	-	-	・令和5年度は、調停に付託された案件はなかった。	-	・調停にあたっては、関係法令、仙台市消費生活条例、同施行規則等に従い、適切に実施する。	市民局		
						(2)	消費者訴訟の援助	①	調停に付された案件について、訴訟活動に必要な援助を行います。	-	-	-	・令和5年度は、援助の対象となる案件はなかった。	-	・事業の実施にあたっては、関係法令、仙台市消費生活条例、同施行規則等に従うとともに、個別の事例を十分に把握して適切に実施する。	市民局	
3	消費生活相談の充実	(1)	消費生活相談に関する専門的な知識の向上	特定適格消費者団体を指す団体に対する支援	①	特定適格消費者団体を指す団体に対し、支援を行います。	補助団体数	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	・特定適格消費者団体設立を目指す団体に支援(補助金の交付)を行った。	・適格消費者団体として、消費者団体訴訟制度に基づく差止請求の調査・研究事業等を充実させることができた。	・今後も補助のほか、消費者団体訴訟制度を担うために必要な支援等を行っていく。	市民局	
					②	国民生活センターや宮城県等が主催する研修に積極的に参加し、消費生活相談員の資質の向上を図ります。	研修の参加回数	13回/年	25回 40人	・国民生活センターや宮城県が主催・実施する研修などに計画的に参加した。 研修参加回数 25回 参加人数 延べ40人	・研修に参加することにより、相談員等の消費者相談に関する専門的な知識の向上を図った。併せて、伝達研修を行うことでセンター全体のレベルアップが図られた。	・Web研修などを積極的に活用し参加する。相談員の経験年数に応じた研修への参加や研修内容の情報の共有化が引き続き必要である。	市民局				
					③	宮城県市長会消費者行政部会や東北都市消費者行政協議会における研修等の開催等により、消費生活相談員の資質の向上を図ります。	研修会実施回数	3回/年	3回	・各研修に参加し、消費生活相談員の資質向上を図った。 ・宮城県市長会消費者行政部会 「長寿高齢化に伴って増加する墓・葬儀・終活の消費者トラブル」(11月) ・東北都市消費者行政協議会 「地方消費者行政の充実・強化に向けた重層的な取組 ほか」(7月) ・令和5年度東北都市消費者行政協議会担当者研修会(11月)	・専門的な知識や最新の業界動向を得ることができた。	・参加を希望する相談員が研修に参加できるようしていく。	市民局				
		(2)	インターネットトラブルへの対応	総務省で開催する電気通信事業者との連絡会議などに積極的に参加するとともに、国民生活センターが実施している研修やD-ラーニングを受講し、消費生活相談員の専門知識の向上を図ります。	①	弁護士など外部講師との事例研究会等の実施により、相談業務に資するためのスキルや知識の向上を図ります。【重点】	研修会実施回数	12回/年	12回	・弁護士と契約を締結し、また、外部講師に依頼し定期的に事例研究会を開催した。	・複雑化・多様化する相談に対応していくことができた。	・複雑化・多様化する相談に対応していくために、法律の専門家からの助言や事例の研究会を引き続き実施する必要がある。	市民局				
					②	インターネットトラブルへの対応	①	総務省で開催する電気通信事業者との連絡会議などに積極的に参加するとともに、国民生活センターが実施している研修やD-ラーニングを受講し、消費生活相談員の専門知識の向上を図ります。	会議等参加回数	-	25回	・総務省で開催する電気通信事業者との連絡会議などに積極的に参加するとともに、国民生活センターが実施している研修やD-ラーニングを受講するなどし、新たな情報の入手を行った。 会議出席 2回 D-ラーニング視聴 23回 視聴人数 5人	・変化の激しいインターネットトラブルの相談業務のスキル向上に役立った。	・関係機関の情報を積極的に入手し、情報の共有化を図っていく。	市民局		
					③	多重債務者に対する支援	①	多重債務に関する相談窓口の周知を図ります。	-	-	-	・多重債務研修会での周知 ・各区役所にリーフレット設置	・多重債務に関する相談窓口およびセンターの役割を周知することができた。	・今後も必要に応じて実施していく。	市民局		
		(3)			②	多重債務の研修会開催や、庁内連絡会議等での情報提供などにより、関係部署との連携を強化します。	多重債務研修会開催回数	1回	1回	・多重債務研修会には関係各課から22名が参加した。 ・庁内連絡会議は開催しなかったが、構成する部署が重複している生活困窮者自立支援連絡会議の中で情報共有を行った。	・多重債務相談状況について情報提供を行い、各部署において盛り起しを図ることができた。併せて生活困窮者の支援事業について支援が必要と思われる相談者へ周知することができた。	・今後も生活困窮者自立支援の担当部署と連携し、多重債務者支援のための情報共有を行っていく。	市民局				
					③	多重債務問題改善プログラムに基づき、相談者を確実に弁護士等の専門家に紹介・誘導します。	-	-	-	・多重債務相談を弁護士へつないだ件数は29件で、その他にクレジットカウンセリング協会等にも56件つないだ。	・多重債務者を弁護士へつなくことで、適切な債務整理を図ることができた。	・今後も必要に応じて実施していく。	市民局				
					④	生活に困窮している相談者を、生活の自立を支援する相談機関に紹介・誘導します。	-	-	-	・多重債務相談に限らず、生活に困窮している方から相談があった場合は、相談者の生活の自立を支援する相談機関を案内した。	・適切な相談機関を案内することで、問題の解決に寄与した。	・今後も適時紹介・誘導していく。	市民局				
					①	外国人からの相談に、必要に応じて「コミュニティ通訳サポーター」を派遣し通訳支援を行います。	「コミュニティ通訳サポーター」の派遣回数	-	0回	・令和5年度は、要請がなかった。	-	・今後も継続して実施していく。	文化観光局				
		(5)	特別相談窓口の設置等	弁護士会等関係機関・団体等と連携し、悪質商法、多重債務問題、成年後見制度等に関する特別相談を実施します。	①	特別相談実施日数	12日	12日	・消費生活特別相談(毎月1回計12日間) 委託先:特定非営利活動法人 消費者市民ネットワーク 相談件数:計124件	・特別相談を実施することで、弁護士等専門家の相談機会を得られずいた方が相談することができた。	・今後も関係機関と連携をとりながら、引き続き実施していく。	市民局					
					②	仙台市消費生活センター等における消費生活相談の電話による通訳支援を行います。	通訳支援回数	-	0回	・令和5年度は、要請がなかった。	-	・今後も継続して実施していく。	文化観光局				

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
Ⅲ	消費者被害の防止及び救済	3	消費生活相談の充実	(5)	特別相談窓口の設置等	②	関係機関・団体等と連携し、急激にトラブルが増加した問題に関して緊急的な相談窓口を設置します。	-	-	-	-	-	-	・関係機関・関係団体との意見交換会などに出席したが、緊急相談窓口を設置するような案件は発生しなかった。	-	・センターのみでは解決できない事案について、迅速に対応できるよう関係機関と連携を図っていく必要がある。	市民局
						③	要請があった場合、地域に出向いて消費生活相談を受ける「移動相談」を実施します。また、新たな相談の手法について検討を行います。	-	-	0回	・令和5年度は、要請がなかった。	-	・要請を受けた場合は、必要に応じて対応できるよう、体制の整備に努める。	市民局			
		4	関係機関・団体等との連携	(1)	国・県等関係機関・団体等との連携	①	宮城県や東北の各都市との定期的な情報交換を図るなど連携し、消費者被害の救済や未然防止・拡大防止に努めます。	-	-	-	-	3回	・R5.7東都市消費者行政協議会の総会及び研修会を青森市で開催(ハイブリッド方式)した。 ・R5.11東北都市消費者行政協議会担当者研修会を開催(ハイブリッド方式)した。 ・R5.11宮城県市長会消費者行政部会の研修会をオンライン開催した。	・消費者庁、学識者から消費者行政に関する最新の知識を得ることができた。 ・東北各自治体及び県内各自治体と消費者行政について、情報交換等を行うことができた。	・オンラインでの研修など開催手法について、関係各市と調整のうえ実施していく。	市民局	
						②	宮城県長寿社会政策課、宮城県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等関係機関・団体等と連携し、市民の介護保険サービスに関する相談・苦情等について対応します。	苦情・相談件数	-	-	随時	-	随時	・地域包括ケア推進課、介護事業支援課、各区・総合支所障害高齢課、各区介護保険課、及び総合支所保健福祉課において利用者等からの介護保険サービスに関する相談・苦情を受け、必要なケースについては、関係機関へ連絡するなどの対応を行った。 平成29年度より介護保険料当初賦課決定通知書発送時にコールセンターを開設しており、市民からの問い合わせや苦情・相談等に対応した。開設期間R5.6.15～7.4 受付件数712件	・相談・苦情の解決に向けて、地域包括ケア推進課、介護事業支援課、各区・総合支所障害高齢課、各区介護保険課、及び総合支所保健福祉課、宮城県、国保連合会等と連携を図り適切に対応できた。また、専用のコールセンターを開設することにより、問い合わせ待ち時間の短縮等の市民サービス向上が図られた。	・今後も関係機関と連携を図りながら、適切に対応していく。あわせて、次年度以降もコールセンターを開設する。	健康福祉局
				(2)	専門的な知識を持った関係機関・団体等との連携	①	「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」の見守りネットワークにより、地域における消費者被害の未然防止に努めます。【重点】	協議会開催回数	1回/年	1回	1回	1回	1回	・仙台市消費者の安全を守る連絡協議会を開催し、消費生活相談、特殊詐欺被害の現状や構成団体における被害防止の取り組み等について情報共有するとともに、連携した消費者被害防止の見守り活動などについて意見交換を行った。	・市内の消費者被害や特殊詐欺の現状、各団体の消費者被害防止の取り組み等について情報共有することができた。また、委員を通じて各団体の会員等に消費者被害の現状等を周知することができた。	・構成する関係機関、団体が連携し、地域における見守り体制の強化を図るとともに、情報を共有して消費者被害防止の取り組み等を協議・実施する。	市民局
						②	「県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会」により、情報共有や連携を図ります。	懇談会参加回数	2回	2回	2回	2回	2回	・県内行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会等により、情報共有や連携を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めた。	・情報共有や連携により、消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。	・今後も引き続き実施していく。	市民局
				(3)	事業者団体等との連携	①	住まいに関連する団体等と連携し、相互の情報提供の推進と意見交換を図り、市民に対する住まいの相談体制の充実や情報提供等を行います。	関連団体との意見交換実施回数	1回/年	4回	4回	4回	4回	・仙台市空き家対策ネットワーク会議及び住宅活用部会において関係団体と意見交換を実施した(4回開催)。 ・不動産、法務、建築の専門団体の協力のもと、住まいの活用についての相談(相談件数56件)に対応するとともに、市民向けのセミナーを開催した。(3回開催、参加人数63人) ・住まいの活用相談のうち、所有者本人からの、売却や賃貸の相談について、不動産団体推薦の不動産事業者一覧を紹介する不動産ダイレクト相談を実施した。(相談件数8件)	・関係団体や専門団体との情報共有や連携により、既存住宅の活用促進を図り、空き家増加の未然防止に努めた。	・今後も継続して実施していく。	都市整備局
						②	事業者等との連携により「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、消費生活センターの相談窓口の周知及び消費者トラブルや特殊詐欺被害の防止に努めます。【再掲】	応募人数	500人	1,063人	1,063人	1,063人	1,063人	・事業者等から協賛・後援をいただき、6月中旬から9月中旬にかけて消費者川柳を募集したところ、1,063人から1,859句の応募があり、15句の入賞作品を表彰した。	・消費者川柳を考えることで、消費者自身や家族が社会問題の現状や身近な消費行動について考えるきっかけとなった。また、ホームページや情報誌への掲載等による啓発に入賞作品を活用することで、市民への浸透を図ることができた。	・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自身が身近な消費生活について考える機会をつくる。また、消費者被害の未然防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげ、入賞した川柳の活用により市民への浸透を図る。	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
IV	高齢者等特に配慮を要する消費者への対応	1	高齢者等に対する支援	(1)	高齢者等に対する啓発の拡充	①	町内会、老人クラブ等地域団体、任意のグループ、事業者等に対して、防犯・悪質商法等に関する出前講座を実施します。			出前講座実施回数	◎	40回以上/年	27回	・目標値に届かなかったが、コロナ禍に比べて実施回数は増えてきており、地域団体等からの要請を受けて、消費者被害の防止などに関する「くらしのセミナー(出前講座)」を実施した。 <高齢者対象> 実施21回 参加 延べ519人 <障害者対象> 実施6回 参加 延べ96人	・相談が多く寄せられている事例や特殊詐欺の手法とそれらの対処法を周知することで、受講者の消費者被害防止の意識を高めることができた。また、消費生活の相談窓口(消費生活センター)を周知することができた。	・実施回数の増加につながるよう出前講座の講師派遣等を積極的にPRするとともに、各団体の会合や研修会等の場を活用できるよう各団体等との連携を図っていく。	市民局
						②	町内会、老人クラブ等地域団体、任意のグループ、事業者等に対して、防犯・悪質商法等に関する出前講座を実施します。			出前講座実施回数		50回/年	178回	・市政だよりへの掲載や町内会等への案内チラシの送付など広く周知を図り、防犯講座を年178回(参加人数3163人)実施した。 ・市防犯協会連合会実施161回2767人 ・市政出前講座実施17回996人	・気軽に楽しみながら防犯に関する知識や技術の習得できるよう、警察等関係機関と連携し、専門知識を有する講師の派遣等により防犯講座を実施することで、防犯意識の高揚に資することができた。	・年間を通し、現行の取り組みを実施していく。	市民局
						②	高齢者等を消費者被害から守るため、特殊詐欺や悪質商法などへの注意喚起等の啓発物品をさらに充実させ、さまざまなルートで情報提供を行います。			-	-	-	-	・民生委員や市内地域包括支援センターに啓発リーフレットやポケットティッシュを提供した。 ・各区障害高齢課主催の敬老行事や市民税の申告会場等において消費者被害防止の啓発物を配布した。 ・配食サービスを行う事業者・団体の協力で配達時に注意喚起のチラシ等を配布した。月1回実施し、合計40,130部配布した。 ・シルバーネット等で消費者トラブル防止の情報提供を行った。(9回掲載) ・消費者被害防止の啓発ポスターを作成し、市内の町内会や医療機関、包括連携協定事業者等(約2,500カ所)に掲出した。	・高齢者や障害者本人等に対して消費者被害防止の注意喚起や相談窓口を周知することができた。	・広く高齢者等が利用する施設や機会を利用して効果的に啓発ができるよう引き続き検討していく。	市民局
							高齢者等を消費者被害から守るため、特殊詐欺や悪質商法などへの注意喚起等の啓発物品をさらに充実させ、さまざまなルートで情報提供を行います。			啓発チラシ・冊子の配布		3,000部/年(冊子)	随時	・仙台市防犯協会連合会・宮城県警察と連名で架空請求詐欺に関する啓発チラシを作成し、市内単位防犯協会に配布した。 ・仙台市防犯協会連合会と連名で、街頭キャンペーンにおける特殊詐欺被害防止の啓発チラシの配布や防犯講座等における啓発グッズの配布などを行った。	・街頭キャンペーンや市内単位防犯協会を通じた注意喚起・啓発活動を行うことにより、特殊詐欺被害に対する防犯意識の高揚に資することができた。	・年間を通し、現行の取り組みを実施していく。	市民局
			(2)		高齢者等の見守り事業の展開	①	高齢者等の見守りの担い手となる団体等を対象に出前講座「くらしのセミナー」を実施し、消費者被害の未然防止に有効な取り組みなどを紹介・提案します。【重点】	●		出前講座実施回数	◎	5回以上/年	5回	・民生委員等の地域の支援者を対象に出前講座を実施した。 5回 参加人数168人	・高齢者等の消費者被害の現状や特徴、見守りの必要性等について理解を深めることができた。	・実施回数の増加につながるよう出前講座の講師派遣等を積極的にPRするとともに、各団体の会合や研修会等の場を活用できるよう各団体等との連携を図っていく。	市民局
						②	高齢者等の見守りの担い手となる団体等に対して、消費者被害の未然防止に資する啓発物品の配布を行います。			-	-	-	-	・民生委員や地域包括支援センター等に啓発資料・グッズ等を提供し、消費者被害防止の啓発や見守りについて協力を依頼した。	・高齢者等の消費者被害の現状や特徴、見守りの必要性等について理解してもらい、連携を図ることができた。	・高齢者に関わる機会の多い団体等の会合や研修会など、機会を捉えて情報共有を図っていく。	市民局
						③	配食サービス等消費者宅を訪問する事業を行う団体等と連携し、消費者に対し注意喚起情報を提供します。【重点】	●		団体数配布数	◎	10団体/年 36,000部以上/年	16団体 40,130部	・配食サービスを行う事業者・団体の協力で配達時に注意喚起のチラシ等を配布した。月1回実施し、合計40,130部配布した。	・高齢者本人に対して消費者被害防止の注意喚起や相談窓口を周知することができた。	・今後も事業者との連携を図り、継続的に被害防止の啓発を行って行く。	市民局
						④	高齢者等の消費者被害を防止するために見守り事業を展開します。			補助金交付地区数		-	104地区	・地区社会福祉協議会による見守り活動等に(社福)仙台市社会福祉協議会を通じて活動費の一部を助成する「小地域福祉ネットワーク活動推進事業」を実施した。	・小地域福祉ネットワーク活動を活性化することで、被害防止につなげた。	・地域福祉活動の担い手が、高齢者等の消費者トラブル防止について内消に注意喚起できるよう、引き続き支援する必要がある。 ・引き続き、地区社会福祉協議会未設置地域における設置支援を進める。	健康福祉局
						⑤	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で見守る認知症サポーターや、認知症の人の思いや希望に耳を傾け、気持ちに寄り添えるパートナーを地域で養成します。			認知症サポーター養成者数 認知症パートナー講座開催		6,000人/年(令和3年度) 2回開催	6,221人 2回開催	・認知症サポーター養成講座は152回実施した。 ・認知症パートナー講座は全市向け講座を2回実施し、71名が受講した。	令和5年度取組みにより本市における認知症サポーター養成者は110,350人に達し、認知症に対する理解促進が図られた。	今後も関係機関と連携し、より幅広い世代に認知症サポーター養成講座、パートナー講座を受講してもらうことで認知症に対する理解をさらに推進していく。	健康福祉局
			(3)		高齢者等の財産等の保護の仕組みのPR	①	相談者の家族に対し、必要に応じ成年後見制度、権利擁護事業を紹介することにより活用を促進します。			該当相談件数		-	5件	・相談内容や相談者の状況により、相談者の家族に対し、仙台市権利擁護センターを紹介して、成年後見制度、権利擁護事業についての情報を提供した。	・情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止及び拡大防止につながった。	・今後も引き続き、情報提供を行う。	市民局
						②	認知症高齢者等で成年後見制度の利用が必要な方について、身寄りがいないなどの場合、市長が裁判所に後見等開始の申立てを行います。生活保護受給者など一定の条件により、後見人等の報酬や申立費用を助成します。仙台市成年後見総合センターにおいて、成年後見制度に係る相談・支援を行います。			市長申立件数 センター相談件数		-	24件 1,092件	・各区における市長申立の実施 ・成年後見総合センターを市社協に設置(H19.6～)、成年後見総合センターに中核機関を委託(R5.4～) ・成年後見サポート事業(成年後見サポート推進協議会事業) ・市民のための成年後見基礎講座開催(1回目:67名、2回目:42名参加)	・市長申立等の支援により、高齢者等の権利擁護に寄与した。 ・後見センターでは、市民や関係機関等からの成年後見制度に関する相談に応じ、制度を必要とする方が適切に利用できるよう支援した。また、困難な課題のある相談に対しては、法律や福祉の専門職と連携して対応した。	・認知症高齢者数の増加に比較し、制度の利用者は伸び悩んでおり、必ずしも制度を必要としている方の利用に結びついていない状況にある。制度が適切に利用されるよう、弁護士等専門職団体と連携した市民や関係者に対する丁寧な相談支援と普及啓発に向けた取り組みを引き続き進めていく。	健康福祉局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
IV	高齢者等特に配慮を要する消費者への対応	1	高齢者等に対する支援	(3)	高齢者等の財産等の保護の仕組みのPR	③	仙台市権利擁護センター(まもり一ぶ仙台・仙台市社会福祉協議会内)において、認知症高齢者等の金銭管理や福祉サービス利用のための援助等を行います。			相談件数 実利用件数		-	103件 100件	・認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活できるよう、本人の意向にもとづき、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理支援等を実施している。	・本事業に必要なサービスを提供することにより、本人の日常生活上の不安や困りごとが解消され、安定した地域生活の継続に寄与できている。	・複雑で困難な課題により多職種連携やチーム支援が必要となるケースが増えており、職員の専門性の向上が求められている。 ・昨年度作成した関係者向けパンフレットを活用し、関係各署に出向き積極的に事業内容等の説明を行った結果、利用者増に繋がった。今後も潜在的ニーズの掘り起こしに取り組みしていく。	健康福祉局
		2	高齢者等の自立した消費生活への支援	(1)	福祉用品・サービスに関する情報提供等	①	福祉用具に関する情報提供のために仙台市シルバーセンター福祉用具展示室において展示、相談等を行います。			利用者数 相談件数		-	543点 3,173人 1,996件	・福祉用具543点をシルバーセンター内で展示している。福祉用具に関する情報提供を行うとともに、相談にも応じている。 また、福祉用具展示室の紹介動画を作成し配信した。 ・福祉用具展示室利用者は3,173人(内訳：一般見学者1,799人 相談者・819人 団体見学者：555人)、福祉用具等に関する相談は1,996件	・福祉用具に関する情報提供や相談窓口としての機能を十分に発揮した。また、新型コロナウイルス感染症による休室等もなく、相談件数は昨年度より微減したが、利用者数は増加している。	・令和6、7年度のシルバーセンターの大規模改修工事に伴い、福祉用具展示室は休室となるが、電話相談は継続する。また、外部会場を活用して福祉用具の特別展示や新たなスポット展示を実施するとともに、WEBを通して福祉用具に関する情報提供を継続的に行っていく。	健康福祉局
						②	高齢者の自立支援や在宅介護を支援する、ITなどを活用した付加価値の高い健康福祉機器・サービスの研究開発・事業化を目指す。			事業採択件数 提携件数 市場投入製品サービス		4件/年 5件/年 5件/年	4件 3件 0件	①健康福祉サービス・機器開発委託業務 事業採択 4件 ②日本・フィンランド国際ビジネス提携件数 3件 ③市場投入製品・サービス件数 0件	・仙台フィンランド健康福祉センターのビジネス開発ディレクター等による指導助言、販路開拓支援等の各種施策、福祉施設におけるニーズリサーチおよびフィールドテスト、介護等専門職者からのアドバイス等を通して、実用性の高い機器・サービスの開発に貢献することができた。	・本市が別途取り組んできたヘルスケア領域の課題をICT等を用いて解決を図るヘルステック推進事業と、仙台フィンランド健康福祉センターで取り組んできた介護分野における製品開発等の取組みに重なる部分が多い状況から、これらの取組みを統合し事業名称を「ウエルビーイングビジネス産業創出促進事業」に変更する。 ・同事業において、様々な分野と先端デジタル技術等の掛け合わせにより新事業を創出する「X-TECHイノベーション創出促進事業」の一環として、ウエルビーイング分野における諸課題を解決し、仙台・宮城のさらなる産業発展に資する製品やサービスを開発する新事業について公募・委託し、市場化に向けた開発を支援する。	経済局
		3	関係機関・団体等との連携	(1)	連絡組織による連携	①	「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」の見守りネットワークにより、地域における消費者被害の未然防止に努めます。【重点】【再掲】	●	○	協議会開催回数		1回/年	1回	・仙台市消費者の安全を守る連絡協議会を開催し、消費生活相談、特殊詐欺被害の現状や構成団体における被害防止の取り組み等について情報共有するとともに、連携した消費者被害防止の見守り活動などについて意見交換を行った。	・市内の消費者被害や特殊詐欺の現状、各団体の消費者被害防止の取り組み等について情報共有することができた。また、委員を通じて各団体の会員等に消費者被害の現状等を周知することができた。	・構成する関係機関、団体が連携し、地域における見守り体制の強化を図るとともに、情報を共有して消費者被害防止の取り組み等を協議・実施する。	市民局
				(2)	事業者団体等との連携	①	見守りの担い手となる団体等との連携を強化し、情報共有を図ります。			-		-	-	・地域包括支援センター等に啓発資料・グッズ等を提供し、消費者被害防止の啓発や見守りに関する協力を依頼した。	・高齢者等の消費者被害の現状や特徴、見守りの必要性等について理解してもらい、連携を図ることができた。	・高齢者に関わる機会が多い団体等の会合や研修会など、機会を捉えて情報共有を図っている。	市民局
						②	配食サービス等消費者宅を訪問する事業を行う団体等と連携し、消費者に対し注意喚起情報を提供します。【重点】【再掲】	●	○	団体数 配布数	◎	10団体/年 36,000部以上/年	16団体 40,130部	・配食サービスを行う事業者・団体の協力で配達時に注意喚起のチラシ等を配布した。月1回実施し、合計40,130部配布した。	・高齢者本人に対して消費者被害防止の注意喚起や相談窓口を周知することができた。	・今後も事業者との連携を図り、継続的に被害防止の啓発を行って行く。	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局			
V	多様な主体との連携の推進	1	消費生活の安全・安心の確保における連携	(1)	国・県等関係機関・団体等との連携	①	国、県等の関係機関・団体等と連携し、消費者の安全を守る取り組みを推進します。【再掲】	○	-	-	-	-	-	・全国会議やオンライン会議への出席により、情報交換や意見交換を実施した。	・会議等への参加により、各機関、団体から情報の収集を図ることができた。オンライン会議開催に係るノウハウの蓄積が図られた。	・各機関、団体との連絡を密に、お互いに顔見える関係を維持強化していく。	市民局			
							事業者団体等との連携	①	事業者団体等との連携の強化を図り、安全な商品・サービスを消費者に提供しよう情報共有や啓発を行います。【再掲】	○	-	-	-	・事業者団体等が主催する意見交換会や懇談会等を通して相談事例を紹介し、意見を発信することで、事業者に対して消費者トラブルの未然防止のための要望・啓発を行った。	・相談事例を通して、安全な商品・サービスを消費者に提供しよう指導・啓発を行うことで、消費者被害の未然防止を図ることができた。	・当センターの各種の相談事例について、事業者団体を通じて各構成事業者に伝わるよう、引き続き連携強化に努める必要がある。	市民局			
		2	消費者教育・啓発の推進における連携	(1)	連絡組織の運営	①	「消費者教育推進地域協議会」において情報共有を図り、消費者教育・啓発を総合的・効果的に進めます。【再掲】	○	協議会開催回数	1回/年	1回	1回	1回	・「高齢者や地域における消費者教育について」をテーマとして、開催した。	・地域包括支援センターで対応した消費者被害の事例を通して意見交換を行い、地域包括支援センターにおける高齢者に対する見守りの体制等について情報共有を図ることができた。	・今後も多様なテーマを扱いながら、消費者教育についての情報共有を図っていく。	市民局			
							(2)	学校・市民等との連携	①	「消費者教育連絡会議」において情報を共有し、学校における消費者教育の充実を図ります。【再掲】	○	会議開催回数	1回/年	1回	1回	1回	・消費生活センターと教育現場等の連携強化を図る消費者教育連絡会議を開催した。(1回)	・小・中学校の社会科部会、家庭科部会や市立高校の先生方との貴重な意見交換の場であり、当センターの消費者教育支援事業にも参考になる意見を伺うことができた。	・今後も教育現場の声を聴くことのできる貴重な機会として継続し、新規事業や教材の作成に反映させていく。	市民局
						②	消費生活パートナーを育成し、連携して啓発を行います。【再掲】	○	消費生活パートナー登録者数	計画終了時点で40人以上	49人	49人	・登録者49人(新規登録7人、登録継続42人)養成講座を実施するとともに、啓発資料等の提供を行った。	・地域の方々への注意喚起や情報提供、消費者トラブルで困っている方に消費生活センターを案内するなどの活動が実施されており、消費生活センターと消費生活パートナーが連携して消費者啓発に取り組むことができた。	・消費生活パートナーを育成する一方で、現在取り組まれているさまざまな主体の活動を把握し、パートナーシップの構築を目指す。	市民局				
						③	市民活動団体と連携し、消費者教育・啓発を推進するとともに、必要な支援を行います。【再掲】	○	補助金交付件数	2件/年	3件	3件	・消費者団体等が行う、市民の消費生活の安定及び向上に資する事業に対して補助金を交付し、その活動を支援した。	・消費者団体が行う活動を資金面で支援することにより、団体による消費者教育や啓発が推進された。	・消費者行政とのパートナーシップに該当する事業に対し幅広く支援を行っていく。	市民局				
						(3)	専門的な知識を持った関係機関・団体等との連携	○	関係機関・団体への依頼件数	-	-	1回	1回	・教職員向け消費者教育研修に大学から専門知識を持つ講師の派遣をうけた。	・教職員の知識や情報などを持つ団体や企業との連携により、より鮮度の高い情報提供ができた。	・専門の知識や情報などを持つ団体や企業との連携により、より鮮度の高い情報提供ができた。	・今後も出前講座や研修会などの講師派遣等を通して連携を図っていく。	市民局		
						(4)	事業者団体等との連携	①	事業者団体のCSRの活動等と連携し、消費者教育・啓発を推進します。【再掲】	○	-	-	-	・事業者等からの協賛・後援をいただき「仙台市消費者川柳」事業を実施した。	・消費者川柳を考えることで、消費者自身や家族が社会問題の現状や身近な消費行動について考えるきっかけとなった。	・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自身が身近な消費生活について考える機会をつくる。	市民局			
						②	事業者等との連携により「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、消費者被害の未然防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげます。【再掲】	○	応募人数	500人	1,063人	1,063人	・事業者等から協賛・後援をいただき、6月中旬から9月中旬にかけて消費者川柳を募集したところ、1,063人から1,859句の応募があり、15句の入賞作品を表彰した。	・消費者川柳を考えることで、消費者自身や家族が社会問題の現状や身近な消費行動について考えるきっかけとなった。また、ホームページや情報誌への掲載等による啓発に入賞作品を活用することで、市民への浸透を図ることができた。	・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自身が身近な消費生活について考える機会をつくる。また、消費者被害の未然防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげ、入賞した川柳の活用により市民への浸透を図る。	市民局				
						①	宮城県や東北の各市市との定期的な情報交換を図るなど連携し、消費者被害の救済や未然防止・拡大防止に努めます。【再掲】	○	-	-	-	3回	3回	・R5.7東北都市消費者行政協議会の総会及び研修会を青森市で開催(ハイブリッド方式)した。	・消費者庁、学識者から消費者行政に関する最新の知識を得ることができた。	・オンラインでの研修など開催手法について、関係各市と調整のうえ実施していく。	市民局			
						②	宮城県長寿社会政策課、宮城県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等関係機関・団体等と連携し、市民の介護保険サービスに関する相談・苦情等について対応します。【再掲】	○	苦情・相談件数	-	-	随時	随時	・地域包括ケア推進課・介護事業支援課、各区・総合支所障害高齢課、各区介護保険課、及び各総合支所保健福祉課において利用者等からの介護保険サービスに関する相談・苦情を受付し、必要なケースについては、関係機関へ連絡するなどの対応を行った。	・相談・苦情の解決に向けて、地域包括ケア推進課、介護事業支援課、各区・総合支所障害高齢課、各区介護保険課、及び総合支所保健福祉課、宮城県、国保連合会等と連携を図り適切に対応できた。また、専用のコールセンターを開設することで、問い合わせ待ち時間の短縮等の市民サービス向上が図られた。	・今後も関係機関と連携を図りながら、適切に対応していく。あわせて、次年度以降もコールセンターを開設する。	健康福祉局			
						(2)	専門的な知識を持った関係機関・団体等との連携	①	「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」の見守りネットワークにより、地域における消費者被害の未然防止に努めます。【重点】【再掲】	●	○	協議会開催回数	1回/年	1回	1回	1回	・仙台市消費者の安全を守る連絡協議会を開催し、消費生活相談、特殊詐欺被害の現状や構成団体における被害防止の取り組み等について情報共有するとともに、連携した消費者被害防止の見守り活動などについて意見交換を行った。	・市内の消費者被害や特殊詐欺の現状、各団体の消費者被害防止の取り組み等について情報共有することができた。また、委員を通じて各団体の会員等に消費者被害の現状等を周知することができた。	・構成する関係機関、団体が連携し、地域における見守り体制の強化を図るとともに、情報を共有して消費者被害防止の取り組み等を協議・実施する。	市民局

仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画 実施状況報告書
(計画期間 令和3年度～令和7年度)

柱番号	柱名称	施策番号	施策の方向	施策番号2	主な施策	取組事項番号	取組事項	重点	再掲	業務指標	評価指標	目標値	令和5年度実施結果	実施状況	実施による成果(効果)	課題や今後の取り組み	推進局
V	多様な主体との連携の推進	3	消費者被害の防止及び救済における連携	(2)	専門的な知識を持った関係機関・団体等との連携	②	「県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会」により、情報共有や連携を図ります。【再掲】	○	懇談会参加回数			2回	2回	・県内行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会等により、情報共有や連携を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めた。	・情報共有や連携により、消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。	・今後も引き続き実施していく。	市民局
				(3)	事業者団体等との連携	①	住まいに関連する団体等と連携し、相互の情報提供の推進と意見交換を図り、市民に対する住まいの相談体制の充実や情報提供等を行います。【再掲】	○	関連団体との意見交換実施回数			1回/年	4回	・仙台市空き家対策ネットワーク会議及び住宅活用部会において関係団体と意見交換を実施した(4回開催)。 ・不動産、法務、建築の専門団体の協力のもと、住まいの活用についての相談(相談件数56件)に対応するとともに、市民向けのセミナーを開催した。(3回開催、参加人数63人) ・住まいの活用相談のうち、所有者本人からの、売却や賃貸の相談について、不動産団体推薦の不動産事業者一覧を紹介する不動産ダイレクト相談を実施した。(相談件数8件)	・関係団体や専門団体との情報共有や連携により、既存住宅の活用促進を図り、空き家増加の未然防止に努めた。	・今後も継続して実施していく。	都市整備局
						②	事業者等との連携により「仙台市消費者川柳」の募集・表彰を行うことで、消費生活センターの相談窓口の周知及び消費者トラブルや特殊詐欺被害の防止に努めます。【再掲】	○	応募人数			500人	1,063人	・事業者等から協賛・後援をいただき、6月中旬から9月中旬にかけて消費者川柳を募集したところ、1,063人から1,859句の応募があり、15句の入賞作品を表彰した。	・消費者川柳を考えることで、消費者自身や家族が社会問題の現状や身近な消費行動について考えるきっかけとなった。また、ホームページや情報誌への掲載等による啓発に入賞作品を活用することで、市民への浸透を図ることができた。	・消費者川柳事業を継続して実施し、消費者自身が身近な消費生活について考える機会をつくる。また、消費者被害の未然防止や持続可能な社会の形成に寄与する人材の育成につなげ入賞した川柳の活用により市民への浸透を図る。	市民局
		4	高齢者等特に配慮を要する消費者への対応における連携	(1)	連絡組織による連携	①	「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」の見守りネットワークにより、地域における消費者被害の未然防止に努めます。【重点】【再掲】	●	協議会開催回数			1回/年	1回	・仙台市消費者の安全を守る連絡協議会を開催し、消費生活相談、特殊詐欺被害の現状や構成団体における被害防止の取り組み等について情報共有するとともに、連携した消費者被害防止の見守り活動などについて意見交換を行った。	・市内の消費者被害や特殊詐欺の現状、各団体の消費者被害防止の取り組み等について情報共有することができた。また、委員を通じて各団体の会員等に消費者被害の現状等を周知することができた。	・構成する関係機関、団体が連携し、地域における見守り体制の強化を図るとともに、情報共有して消費者被害防止の取り組み等を協議・実施する。	市民局
				(2)	事業者団体等との連携	①	見守りの担い手となる団体等との連携を強化し、情報共有を図ります。【再掲】	○	-			-	-	・地域包括支援センター等に啓発資料・グッズ等を提供し、消費者被害防止の啓発や見守りについて協力を依頼した。	・高齢者等の消費者被害の現状や特徴、見守りの必要性等について理解してもらい、連携を図ることができた。	・高齢者に関わる機会の多い団体等の会合や研修会など、機会を捉えて情報共有を図っていた。	市民局
						②	配食サービス等消費者宅を訪問する事業を行う団体等と連携し、消費者に対し注意喚起情報を提供します。【重点】【再掲】	●	団体数配布数			10団体/年 36,000部以上/年	16団体 40,130部	・配食サービスを行う事業者・団体の協力で配達時に注意喚起のチラシ等を配布した。月1回実施し、合計40,130部配布した。	・高齢者本人に対して消費者被害防止の注意喚起や相談窓口を周知することができた。	・今後も事業者との連携を図り、継続的に被害防止の啓発を行って行く。	市民局